

令和5年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年12月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 村田 弘行 2番 小菅 康子
 3番 田中 陽介 4番 山本 剛
 5番 木下 伸一 6番 津村 俊二
 7番 石川 恵美 8番 服部 嘉雄
 9番 奥山文市郎 10番 益川 教智
 11番 東郷 克己 12番 山崎 敦志
 13番 山崎 有子 15番 荒川 泰宏
 16番 橋 俊明 17番 岩井智恵子
 18番 鈴木 市朗

不応招議員 14番 稲垣 誠亮

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	教育長	西村 健
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	布施 篤志
総務部長	川尻 康治	市民部長	長尾 健治
市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	馬野 明	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人です。欠席議員は、第14番、稲垣誠亮議員です。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりです。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(山本 剛君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、村田弘行議員、第2番、小菅康子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりです。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第7号、第2番、小菅康子議員。

○2番(小菅康子君) 第2番、日本共産党、小菅康子です。

皆さん、改めましておはようございます。私は、今回2つの項目で質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

質問の前に、まず初めに、この3年以上にわたるコロナ禍、また物価高騰、人員不足の中で働いてくださっている介護現場の皆さん、そして市の担当課、地域包括支援センター

など、職員の皆さんには日夜ご利用者さんとご家族の方を支えてくださっていること、感謝を申し上げます。

それでは、1つ目の質問です。第9期介護保険事業計画について質問させていただきます。

現在、市では第9期の介護保険事業計画策定作業を進められています。予定では、来年の2月にも結論を出す予定のようです。

国では、介護保険について、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会に、今年9月、利用料の引き上げや介護サービス削減などが検討課題として示されました。当初提案された要介護1・2のサービスの保険給付外しやケアプランの有料化は、世論の反対の広がりで見送りとなりました。しかし2割負担、ここ「3割負担」と書いていますが、2割負担の対象拡大、一定以上の所得の高齢者の保険料引き上げについては、引き続き検討し、今年末までに結論を出すとしています。

介護保険の利用料は、2000年の制度発足時は1割負担が原則でした。しかし、2015年には、一定所得以上の人は2割負担とされ、また2018年には3割負担も導入されました。厚労省は一定の所得がある人が対象であるとしています。実際は負担が増えて、介護サービスを削ったり、施設から退所したりした人が少なくないという報告もあります。

野洲市でも高い保険料とサービスに係る利用料で、なおかつこの3年間のコロナ禍、また物価高騰の中、本当に必要な介護を受けられるのか不安が広がっています。今まさに求められているのは、必要なときに必要な介護サービスが安心して受けられる介護保険です。

以下、質問をさせていただきます。

問1です。

まず、介護保険料について質問をします。

介護保険制度は2000年からスタートして、現在第8期介護保険計画ですが、この2年間で65歳以上の保険料が、野洲市の場合、合併前の2004年には、野洲町が基準額、年額で3万8,000円、中主町が4万1,000円でした。これが第8期では7万7,640円となって、約2倍にもなっています。極めて高い保険料で支払い限度を超え、払いたくても払えない滞納者の方も増えています。

現在、第9期の保険料について策定作業中であると思いますが、物価高騰の中、そもそも低い年金から負担しなければならず、高齢者にとっては大きな負担です。

そこで、これまで介護保険の3年の改定期ごとに保険料が高くなる原因はなぜなのか、その原因をどのように分析されているのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員の皆様、改めましておはようございます。

それでは、小菅議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、介護保険事業に必要な費用につきましては、65歳以上の1号被保険者及び40歳から64歳の2号被保険者の保険料の他、国、県、市がそれぞれの負担割合により負担をしております。

その中で、1号被保険者の保険料は、介護保険事業の23%を負担することになっておりますけれども、介護保険事業の主な支出は介護サービスの給付費ですので、この給付費が増えますと介護保険料も上がるということになります。

介護保険料の額は、3年ごとに介護保険事業計画の中で、中長期的な人口の動向ですとか介護認定者数、介護サービスの利用状況等の推計から算出をいたしてございまして、介護保険制度の創設以降、高齢者人口の増加と介護認定率の上昇、それに伴う介護保険施設等の介護サービス基盤の整備が進みまして、介護給付費が増えていることから、期ごとに保険料が上がっているというふうに分析をいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問2に行きます。

今、利用者の増と、それと保険給付費の増加が原因であるという答弁でしたが、これほど高くなる根本的な原因、いろいろあると思いますが、一つには介護保険に対する国の財政負担が適正でないことかと思えます。同時に、市として3年に1回の改定期に、施設サービスや在宅サービスにおける必要な給付費が見込まれているのかどうかも問題になると思えますが、この見込みを見誤ると当然保険料にも大きな影響が出ると思えますが、その点どうなのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

介護給付費の見込みが保険料の算定に大きく影響するということはお見込みのとおりです。介護給付費は、各過年度の実績を基に、介護認定者数の推移や施設整備の計画内容等

を加味して算出しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問3に行きます。

3年間のサービス見込み量は、もろもろの要因があつて難しい点も一定理解はできます。しかし、保険料に影響があるだけに、やはり適切な計画を策定しなければならないと思います。例えば、野洲市の介護保険給付費準備基金は、令和3年度では2億3,735万6,121円でしたが、令和4年度では4億1,279万7,689円となり、1年間で1億7,544万1,568円、ちょっと細かいですが、増えています。また、令和5年度末の基金残高の見込みは5億531万6,000円になると試算されています。

基金は、もとは市民の納めた保険料です。この3年間はコロナの影響もあつたと思いますが、それにしても、毎年億単位で積立金が増加し、令和5年度末には5億円を超える見込みというのは、本市の介護保険規模から見ると大変多い基金残高だと思いますが、なぜこのようになったのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

基金の増加につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長引きまして、令和3年度と4年度における通所サービスや入所サービスの利用が、第8期介護保険事業計画策定時の計画値を下回ったことが主な要因となっています。

特に、老人保健施設サービスの利用が大きく減少しています。その理由としては、新型コロナウイルス感染症のための利用控えもありますけれども、近年、市内や近隣市において介護老人福祉施設の整備が進んだことで、老人保健施設を利用する人が減ったことも原因ではないかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問をさせていただきます。

今、コロナの影響があり給付費が減った、また近隣に介護老人施設など整備が進んで老人保健施設の入所が減ったということなどが理由だということでしたが、第9期の保険料設定との関係ですが、3年間の事業計画はやはり精度の高いものにされることはもちろん

ですが、結果として、やはりこの第8期で保険給付費の見込みが大きく違ったことを考えると、令和5年度末の見込みで5億円を超える基金、これを介護保険料の引き下げに還元することが必要ではないかと思いますが、見解をお願いします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問にお答えをさせていただきます。

4問目の質問の基金のところでもありますけれども、基金残高、また4問目でお答えさせていただきますけれども、当然保険料への影響を和らげるために、基金の活用ということも当然検討をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

では、問4に行きます。

厚労省は、早くから基金について必要最低限を基金保有として介護保険会計の歳入に入れるように、そういう指針を示していますが、市では適正基金保有額はどの程度とされているのかをお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

介護給付費準備基金積立金は、介護給付費の急増等不測の事態に備えているものです。例えば、人件費や物価の高騰によりサービス単価が見直しされた場合に対応するなど、介護保険事業の継続と安定的な運営のために一定の基金の確保は必要というふうに考えております。

ご質問の最低必要な金額について明確な基準はございませんけれども、1つの目安といたしまして、令和4年度の県内19市町の基金残高における1号被保険者1人当たりの平均が大体約3万円となっております。このことから、本市の基金残高は4億円程度が適正な範囲の額という見方もできるということです。

しかし、先ほど申しましたように、第9期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、中期的な見通しの中で、安定的な保険運営に必要と思われる基金を残し、介護保険料への影響を和らげるための基金の取り崩しについても検討を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） すみません。では次、問5に行きます。

次に、介護サービスに関わる利用料の問題についてお聞きします。

現在、国では第9期に向けて制度の見直しを進めています。介護の利用料は原則1割負担です。また、一定以上の所得のある人、単身世帯で、ここ「年収」となっていますが、年金収入とその他の所得です。が280万円以上、夫婦世帯、2人世帯で346万以上の場合は2割負担です。さらに現役並みの所得の人は3割負担となっています。

まず、野洲市の場合、現在被保険者全体で1割負担、2割負担、3割負担のそれぞれ割合はどうかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和5年の10月31日時点で、1号被保険者につきましては1万3,676人です。そのうち介護認定を受けている人は2,445人となっております。あと2号被保険者で介護認定を受けている人56人を合わせると、介護認定を受けている人の総数は2,501人となります。

2,501人の負担割合につきましては、1割負担が2,295人で91.8%、2割負担が123人で4.9%、3割負担が83人で3.3%となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

では、問6に行きます。

現在、国では2割負担、先ほども申しましたが、年収範囲の引き下げを検討しています。これによりますと、現在年金収入とその他の所得280万円以上の単身者の方は2割負担ですが、これを220万以上にまで広げること検討していると言われていています。こうなりますと、現在よりさらに2割負担の人が増加しますが、国の考えているとおりの見直し等になりますと、野洲市の場合どれくらいの方が影響を受けるのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、6点目のご質問にお答えをさせていただ

きます。

負担割合の区分の見直しにつきましては、まだ国のほうから示されていませんので、内容を試算できないという状況でございますけれども、仮に議員おっしゃっていただきましたように、2割負担の基準のうち、65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上のところを220万円以上とした場合で試算してみますと、1割負担から2割負担になるのはお二人という結果になりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

現在の単身者の方の年金収入とその他の所得280万円でも、決して高収入とは言えません。さらにそれを220万まで広げるというのは、ある意味大変だと思います。

今、答弁では新たに2割負担になる方2人ということでありましたが、これはやはり負担能力を超えるものでありまして、そういうふうになると一層サービスを控えることになるのではないのでしょうか。このような見直しは抜本的な見直しにならないと思いますし、私は国に見直しをやめるように申し入れるべきやと思いますが、見解をお願いします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 220万円という、後期高齢者の2割負担との整合ということで、国のほうで検討されているというふうに認識をいたしております。ただ、介護サービスの負担ということになりますと、非常に長期的な影響というか、サービスを長く利用されるということもございますので、そこは慎重に検討されるべきかというふうに思っておりますけれども、いずれにしても国のほうで結論を出されるものだと思いますので、市のほうからどうというのは、ちょっと考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

次、問7に移らせていただきます。本市の実態についてお聞きします。

令和4年度の介護保険の要支援1から要介護5までの認定者数と、認定を受けていても実際サービスを利用していない人の人数、またサービスは受けているけれど限度額まで利用されていない人の割合をお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、7点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、令和5年3月31日現在ですけれども、要支援、要介護認定者数については、要支援1は373人、要支援2は221人、要介護1は676人、要介護2は394人、要介護3は345人、要介護4は280人、要介護5は168人で、合計2,457人となっています。

次に、介護認定を受けていてもサービスを受けてない人についてですけれども、介護認定の新規申請は年間500人程度ありまして、入所や入退院など状況は日々変化しておりますので、正確な数値の把握というのは非常に困難ですけれども、参考といたしまして、令和5年3月末時点で介護認定を受けていた2,457人から、施設入所者の385人を除く2,072人のうち、令和5年3月の1か月に介護サービスを全く受けていなかった人は626人となります。

在宅で介護サービスを限度額まで利用されていない人については、同じく令和5年3月の1か月に限ってカウントした場合ですけれども1,384人となり、介護認定を受けて在宅で過ごしている人の約66.8%となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問8です。

本市の場合、今年3月31日現在、要支援、要介護認定を受けておられる方は先ほど2,457人ということです。すみません。提出原稿には、「そのうち介護サービスを受けておられない方が1,011人でして、約41%の方がサービスを受けていません。」と書いていますが、この1,011人の中に、先ほど説明がありましたように施設サービスを受けておられる方が385人おられるということで、「介護サービスを受けておられない方は626人で、約25%の方がサービスを受けていません。」と訂正をさせていただきます。すみません。

続けます。

もちろん、を受けておられない理由は多々あると思いますが、介護保険制度が本来の制度に沿う機能のある部分果たしていないのではないかと思います。

実際、認定を受けてもサービスを受けていない、またサービスを受けたいと思っても限度額まで受けていない実態があるわけですが、なぜこのようなことになっているのか、そ

の原因についてどのように分析をされているのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、8点目のご質問にお答えをさせていただきます。

要支援、要介護認定を受けていても約25.5%の人がサービスを利用していないということにつきまして、その理由の1つに入院中の方がおられます。また、住宅改修や福祉用具の購入を目的として介護認定を受けられると、その後のサービスは利用しないという方も多くおられます。

サービスを限度額まで利用していない人については、利用料が原因で利用を控えておられる人も一定おられるとは推測いたしますけれども、本人の自立と家族の介護を支えるために、専門知識を持ったケアマネジャーが本人や家族に寄り添い、関係機関と連携しながら、個別事情に合わせてサービスの種類ですとか量について計画を作成しています。

本市では、その計画に基づいたサービスを安定的に提供していることで、介護保険の機能は果たしているというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

いろいろな理由があることは理解しました。しかし、やはりその中で利用料の負担が大きい、大変という理由もあるとは思いますが、そのために利用を控える人も出てきていると思いますが、ケアプラン作成時にそのような話があると思うのですが、その実態をつかんでおられるのか、分かる範囲でお願いします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問にお答えをさせていただきます。

実態をつかんでいるかということにつきまして、当然地域包括支援センターなりが支援をさせていただいていますので、そういった中でそういった声があれば、それについて相談ですね、関係機関と連携して対応しているというふうに認識はいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再々質問をさせていただきます。

例えばですが、居宅介護サービスの中で、デイサービスの場合ですが、あやめの里では

要介護3の方が利用した場合、食費、入浴加算など含めて、1日当たり1割負担で1,683円になります。これで週2日通所され、1か月8回通所された場合には、1割負担で1万3,464円となります。2割負担の方は2万6,928円となります。結構な負担となると思います。これが週3回の利用となりますと、1か月で1割の方が2万196円、2割負担の方は4万392円となります。

ちょっとこの例を言いましたのは、私の知り合いにもデイサービスを利用されている方がおられますが、その方は、ケアプラン作成時にまず気になるのは、利用料がいくらになるかということです。年金暮らしであり、サービス内容より利用料で回数を決めなければならないと言っておられました。

また、もう一つの例ですが、80歳のご夫婦2人暮らしで、夫になる方は認知症で徘徊もされるようになりました。この方は週3回デイサービスを利用し、月に1、2回ショートステイを利用されています。そうやっておうちで介護を何とか頑張っておられます。しかし、奥さんは心臓に持病をお持ちで、決して丈夫ではないので、もう少しサービスを受けられたらどうですかということを行いましたけれど、これ以上はお金がかかるし、無理よということで、おうちで頑張っておられます。

そういうことで、結果としてやはりサービスを控えておられる方がいると思いますが、行政として、この思いをしっかり受け止めなければならないと思いますが、再度見解をお願いします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

今議員おっしゃっていただきましたような、実際利用料が原因で、ケアマネジャーさんとも相談しながらサービスを利用控えられているという現状があるということについては、先ほども一定おられるというふうに認識はいたしておりますので、そういった方にどういった手当てができるのかということについては、いろいろ検討していく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

問9に行きます。

以上述べましたように、利用料が高くて介護サービスを控える人が発生していることが

懸念されます。その結果として、今申しましたような老々介護であったり、ヤングケアラーが増えているのではないかという問題です。

そこで、市として老々介護及びヤングケアラーの実態をつかんでおられるのか、お聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、9点目のご質問にお答えをさせていただきます。

老々介護の把握を行う方法につきましては、例えば住民基本台帳で65歳以上の高齢者だけの世帯を把握するという方法も考えられますけれども、実際には若い家族と同居されていて、生計が別のために世帯分離をされているというケースもあることとか、年齢や生活環境によりまして、介護の程度や必要性が異なることから、全ての世帯の詳細な状況を把握することが困難ですので、実数については把握することが実際できません。

また、ヤングケアラーの把握につきましても、家庭内で起きることであるがゆえに問題が表面化しにくく、実態を把握すること、これも困難な状態ということで、把握はしておりません。

ただ、実態数の把握については困難ですけれども、地域包括支援センターでは高齢者を支援する中で家族の状態につきましても把握をし、老々介護やヤングケアラーの早期発見に努めて、個々のケースに応じて家庭児童相談室ですとか学校と情報を共有しながら、丁寧に支援や制度につなげることで世帯全体を支援しているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 現在報道関係者が来られましたので、録画、録音、写真撮影等を許可しますので申し伝えます。

それでは、小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

老々介護とかヤングケアラーの問題は、これまでも一般質問でも何度も取り上げられてきており、全国的にも深刻な社会問題となっています。ヤングケアラーの問題は定義が難しい側面もあると思いますが、介護保険の事業計画を策定する上でも、介護する家族の実態をやはりしっかりつかむ必要があるのではないかと思います。その点を再度お聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 計画を策定する上で、そういった実態を把握することは非常に重要だということは認識をしております。

例えば、老々介護ですとかヤングケアラーの問題につきましては、当然ケアマネジャーさんでありますとか、それから関係機関、学校、それから家庭児童相談室等、相談もしくは発見した場合には早期に対応するという体制を敷いておりますので、そういった中で対応しております、一定のケースにつきましては家庭児童相談室のほうで把握をいたしておりますし、必要な支援についても行っているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、問10に行きます。

次に、特別養護老人ホームの待機者と対策について質問します。

深刻な問題の1つとして、特別養護老人ホームの待機者の問題です。これも全国的な問題ですが、本市の待機者は何人おられるのかお聞きします。また、いわゆる特養の待機者は複数の施設に申し込んでおられる場合がありますから、実数、いわゆる名寄せですが、実数は何人なのか、また他市の施設を含めて本市の実待機者は何人なのかをお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 10点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市内の特別養護老人ホームにつきましては、2法人により4か所で運営をされております。

介護保険課で把握している情報では、市内施設の野洲市民の待機者は約170人となっております。この170人につきましては、重複して申し込みをしておられる方も含まれています。

また、滋賀県が調査した令和5年4月1日現在の県内施設の野洲市民の待機者は116人となっております、これはできる限り重複を除いた実数となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

2年前に篠原すみれ園特別養護老人ホームを開所されましたが、それでもやはり施設整備が足りないということで、今116人の待機者という回答でしたが、それだけおられま

す。この116人の方は早期に入所が必要な方もおられると思いますが、これらの方はどうのような対応、例えばショートステイであるとか保健施設であるとか、どのような対応がされているのかをお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 今申しました116名のうち、要介護3以上の方は106名おられるというふうに認識をしております。

その106名の方の内訳で、今どう過ごされているかということですが、在宅の方が約半数の48人、その他の方につきましては病院に入院中であつたりとか、老人保健施設に入所されている方、それからグループホームを利用して必要な介護もしくは医療のサービスを受けておられるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問11に行きます。

106名のうち、半数の方が在宅で家族の方が頑張ってくださっていると思うんですけども、やはり特別養護老人ホームが充足していないことは明らかだと思います。今後、引き続き特養を必要とする方が増えると思いますが、この特別養護老人ホームの施設整備については単に野洲市だけの課題ではないかもしれませんが、第9期介護保険計画でも位置づける必要があると思いますが、どのように位置づけられるのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、11点目の質問にお答えをさせていただきます。

1人でも待機者がおられるということで、特別養護老人ホームが充足していないという見方もございますけれども、施設整備につきましては、先ほど申しましたような待機者の実情を分析した上での見極めが大事だというふうには考えております。

ご質問の特別養護老人ホームの整備も含め、介護サービスの基盤整備につきましては、今後の人口動態や認知症高齢者の増、高齢者の住まいのあり方の多様化など、様々な状況やニーズ調査の結果を踏まえまして、施設関係者や地域の関係者と議論した上で、第9期介護保険事業計画にその種別や数量を整備目標として定めるというふうにしておりまして、現在検討を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 介護保険は国の制度に従って行われるものではありませんが、やはり市民の皆さんが安心して介護サービスを受けて暮らしていけるよう、引き続き介護事業計画の策定をよろしくお願いします。

これで、介護保険についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険について質問をさせていただきます。国民健康保険における負担の軽減について質問をさせていただきます。

国民健康保険税の負担は、多くの社会保険料の中でもとりわけ重いものです。なぜ現在これほど国保税負担が大変となったのか、その理由に、国保の加入者の階層の変化があります。

1961年に国民皆保険制度がスタートしましたが、1965年には、国保加入者は農業の方や自営業者が中心でありまして、被保険者の約60%を占めていました。年金受給者などの無職の人は約5%でした。しかし、1980年代以降は農業者、自営業者が減少して、現在では無職の人が約40%を占めています。これが国保会計への負担と、被保険者への税負担が高くなる要因の1つとなっていると思います。

このような中で、本市の国民健康保険については、困難な中、運営されていることについては理解をするものですが、しかし、今や負担能力を超えていると言われていた現在の国民健康保険税がこのままでいいのかといえば、決してそうではないと私は思っています。

以下、質問をさせていただきます。

問1です。

野洲市の場合、国民健康保険税の全県統一化に向けて、基金を活用して被保険者に還元するというところで、令和4年度に国保医療分の引き下げが行われました。これについては評価をするものです。

しかし、それでも本市の国保税率は県下19市町の中で高い位置にあります。その原因の1つに高い均等割が原因しています。

均等割は、1円の収入もない赤ちゃんからも、医療分で1人2万6,900円が課税をされます。本市の場合、県下19市町で均等割が最も高い税額となっています。所得に関係なく課税されるのですから、当然世帯の国保税は高くなります。この均等割の引き下げを行うべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、小菅議員の大きな2問目の1点目にお答えをいたします。

国民健康保険税につきましては、ご存じのとおりに応能割として所得割が50%、そして応益割である均等割が35%と平等割が15%から成り立っております。応益割につきましてはこれは定額であるということから、医療費に直結するものとなっております。

本市の1人当たりの医療費は県内でも非常に高く、令和4年度で見ますと、19市町のうち、高いほうから2番目というふうになっております。

このことから、均等割のみで比較した場合、議員ご指摘のとおり県内で上位、これは19市町中の3位の税額というふうになっております。

しかし、今年度につきましては国保財政調整基金1億5,400万円を活用する前提で令和4年度の税率を維持しております。このことによりまして、令和5年度の応能割も含めた1人当たりの標準保険税額は県内でも中位、これは19市町中8位という数字になっております。

なお、国保税の公平負担の原則を考慮いたしまして、低所得者層においては法定軽減によりまして、所得額に応じて均等割及び平等割について7割または5割、2割の軽減措置をしております。また未就学児に対しては均等割2分の1の軽減を行っているところであります。また、令和6年1月からは出産された方の産前産後4か月間について、所得割及び均等割の100%軽減を実施しているところであります。

なお、これらはいずれも国の基準に基づき行っているものでございまして、厚生労働省通知では、国の基準を超えて独自に保険税の減額賦課について、条例で定めることができない仕組みとなっていると見解が示されていることから、現時点では市が独自に均等割を引き下げることは考えておりませんが、今後新たに国において基準が見直された場合には、順次適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問2に行きます。

均等割については、令和4年度から、先ほども説明がありましたが、国が就学前を対象に2分の1、県、市が4分の1ずつ負担をしています。もともと国は、国保税の先ほどもありましたが応能割と応益割の平準化を進めていたもので、これが所得に関係なく国保税が高くなった原因の1つです。その中で、国が就学前を対象に均等割の減額を実施したこ

とは前進ですが、やはり均等割の負担は被保険者に重くのしかかっています。

そこで、国に均等割をなくすことを市としても求めるとともに、たちまち現在就学前2分の1軽減を、少なくとも全額18歳まで実施することを国に求めていただきたいと思います。見解をお願いします。

以上です。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 小菅議員の2点目のご質問についてお答えをいたします。

国保税の子どもの均等割の軽減につきましては、本来国の責任において制度を拡充すべきものであるというふうと考えておりました。本市では市長会の令和6年度予算施策要望において、県に子どもの均等割軽減措置の拡充と軽減分の財政支援について要望しているところであり、滋賀県におきましても全国知事会を通じて国に要望されているところがあります。

今後も制度のあり方を様々な角度から検討しながら、必要に応じて国、県に要望を行ってまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問をさせていただきます。

本来は国の制度の改善が必要であるとは理解します。ですが、やはり自治体の努力も必要かと思えます。

前にも同じ質問をさせていただいたと思うのですが、米原市では18歳までの均等割を全額応援給付金として支給をされています。これは医療費負担の軽減もありますが、子育て支援の立場からも必要なことだと思います。これについて見解をお聞きします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 仮に、例えば一般会計で給付金の形で国保税の均等割を軽減するということになりますと、国保に加入されていない方の税金を使って国保の加入者に給付をするというようなことにもなりかねませんので、ちょっとそういったことについては現時点では考えておりません。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問3に行きます。

次に、国保税の滞納と短期保険証及び資格証明書の発行について質問します。

国保税は、野洲市でも他の公共料金や税金に比べても国保税の滞納が多いと思います。滋賀県が今年6月1日現在、県下の19市町の国保実態調査を公表していますが、これによると野洲市の滞納世帯は440件、これに対して短期保険証を209件、資格証明書は19件となっています。

先ほども言いましたように、国保の加入者の階層が年金暮らしや無職の方が多数占める中で、それだけに負担が大変な方が増えているのではないかと予想をされます。このような実態について、どのような認識をお持ちなのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

全国的に、国民健康保険制度の状況につきましては国保加入者の減少、高齢化の進行、医療高度化による1人当たりの医療費の増加などによりまして、市町の医療費が年々増加している状況でございます。医療費が増加すると国保税で賄う金額が多くなり、国保税率が上昇するといった要因になってまいります。

国保税率が上昇することで、議員ご指摘のように負担が大変な人が増えるといったことは当然想定をされるところでございますが、国民健康保険事業に要する費用について、国及び県による公費負担、あるいは保険者間の調整による他の保険者からの負担等を除く本市の負担に対しましては、国保財政調整基金を投入することなどによりまして、保険税率の上昇を可能な限り抑制を図っているといった状況でございます。

また、国民健康保険制度に構造的な課題があるということは従前より承知をしているところでありまして、そのために脆弱な財政基盤を強化し、安定化を図るため、国保制度改革によりまして、平成30年度からは財政運営の責任主体を都道府県として広域化をされておりますけれども、持続可能な社会保障制度の確立を目指して、現在も県と県内各市町が協議を進めているところでございます。

今後も国民健康保険制度の課題を明確にしつつ、その解決に向けた議論を進めるとともに、経済的に困窮する方に対し寄り添った相談体制に努め、安定した国保運営を求めていくことで、国保被保険者の負担が少しでも軽減できるよう、関係団体等との協議や国、県に対する要望等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問4に行かせていただきます。

総じて所得が低い人が滞納が多いことが想定をできますが、その中で短期保険証や資格証明書を発行していますが、それぞれの発行基準はどうかをお聞きします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 4点目にお答えをいたします。

国保の短期被保険者証と資格証明書の発行基準についてでございますが、滋賀県国民健康保険市町連携会議の部会において定められました交付対象基準を基にして、市の要綱で設置する判定会議において関係課が集まって協議をして、適切に発行しているところです。また、その際には子どもや障がい者のいる世帯、病歴の有無等に配慮して対象者を選定しているところでございます。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 問5です。

短期保険証は、「1年以上保険税を納めない者」とされており、また資格証明書は「市からの問合せにも応じない者」というふうに理解をしていますが、しかしこれは国が示す1つの基準ですけれども、県下市町の実態を見ますと、野洲市は短期保険証また資格証明書の発行が、被保険者全体から見れば件数、比率が多いように思えます。

例えば、野洲市より被保険者がはるかに多い近隣の守山市、草津市、大津市に比べると大変多いものです。草津市では、国保世帯1万4,804世帯に対して短期保険証は113世帯、資格証明書は3世帯です。また、大津市では国保世帯4万2,419世帯に対して資格証明書発行は18世帯です。守山市の資格証明書発行は5世帯です。なぜこのような差が出るのか、どのように考察されるのかお聞きします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、5点目のご質問にお答えをいたします。

国保の短期被保険者証、あるいは資格証明書につきましては、税負担の公平性を保つために、滞納対策の一環として国民健康保険法に基づき交付をしているものでございます。

本市では、これまでから納税相談を重視いたしました生活再建型滞納整理というものを進めておりまして、国保税に限らず、滞納世帯の生活再建に向け、市民生活相談課や納税推進課と連携をして納税相談等に取り組んでいるところでございます。

そのため、まずは滞納されている方との接点を持つことを重視しておりまして、滞納に至った事情等を聞き取ることで生活状況を把握しております。そして、納税のための資力

がない方につきましては、徴収の執行停止等も含めて、世帯の収入状況に合わせた丁寧な相談を行うとともに、生活再建に向けた本市独自の取り組みを推進する中で、結果として、ご指摘のような短期被保険者証あるいは資格証明書の発行枚数になっているものでございまして、特に単純に他市との発行枚数の比較による考察あるいは評価等を行う予定はしておりません。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問をさせていただきます。

引き続き被保険者の暮らしと健康を守る立場からの国保運営をしていただきたいと思いますのですが、国民健康保険制度は法律に基づく国民皆保険制度であります。全被保険者に保険証交付が原則と考えます。改めて保険証を交付する中で、納付相談を進めることが基本だと思いますが、先ほども回答していただきましたが、再度見解をお聞きします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 本市では、短期被保険者証並びに資格証明書の発行につきましては、先ほど申し上げました関係課による判定会議の中で慎重に判断をさせていただいております。その中で適切に判断しているところです。

資格証につきましても、納付相談等につなげられる分につきましては、可能な限り例えば短期証に切り替えていくといったふうな取り組みもさせていただいておりますので、特に資格証明書の交付について瑕疵があるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（山本 剛君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 以上で、国民健康保険税の負担軽減についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 剛君） 次に、通告第8号、第1番、村田弘行議員。

○1番（村田弘行君） 第1番、村田弘行です。よろしくお願いします。

先般記者会見が開かれました中学校のいじめ問題についてご質問いたします。

事の発端になった救急車の通報に至った経緯を教えてください。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、村田議員の中学校いじめ問題についてのご質問のうち、1点目のご質問にお答えいたします。

今回の事案では、発生直後に被害生徒から事情を聴きましたところ、倒されたときに頭を打ったという発言がありましたので救急要請をしました。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 再質問させていただきます。

理科室に先生がいて見ていたかどうかというのもあったんですけども、事が終わって、集まって事情を聴いているときに通報したということで、それは教師が行ったんでしょうか、学校カウンセラーやケースワーカーなど、こういった方なのか、また教えてください。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目のご質問にお答えしたいと思います。

理科室ではなくて、その生徒を下に連れて行って事情を聴いております。その中で分かったこととございます。

通報したのは、教頭が校長の指示で、校長は出張中でしたので、連絡を取って、校長の指示のもと、119番通報をしております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 学校側の管理職が通報したということで納得しました。

個人的には、この通報は適切であったとっております。一步間違えば隠されて、いじめがなかったようなことにもなりかねない。新学期の最初のこの時期にこのような事件が起これば、やりにくい学校生活だとは思いますが、最初に芽を摘むというか、その後こういう多感な時期に警察まで入ってそういう対処が行われたということは、この学校のその後の生活においてどのように変わったのか、他の学校と比べてどうだったのかお教えてください。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目のご質問でよろしいですね。

事案発生後、学校は再発防止のために被害生徒の見守り、それから加害生徒の指導支援を継続して行っています。担任や同じ学年の教員を中心に、毎週初めに一人ひとりと面談をしまして、目標を立てて、週末にその1週間の目標がちゃんと守られているのかどうかを確認するそういう振り返りを行っています。

こうした寄り添う指導の中で、当事者の生徒たちは休まず登校しており、被害者ももち

ろんですが、休まずに登校しています。この案件、この件の反省はもとより、いじめ全般に対する一定の心の変化も見受けられるというふう聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 戒めになったのか押さえになったのかどうか分かりませんが、平穏な学校生活が送れることになってよかったと思っております。

こういう事件があって、原因究明とかいろいろされるんです。第三者委員会を開いたり弁護士さんのことが入ったり、ケースワーカーが入ったりということになるかとは思いますが、今回警察が入ったことによって原因究明が熱いうちにできた。一旦収まって、言い訳とか口裏合わせとか考える暇もなく原因究明ができたと思っております。警察が入って、小学校ならともかく中学生ですので、多感な時期ではあると思いますが、受け答えができると思いますが、そのようなことで警察の事情聴取を受けて、生徒たちはどういうふうな対応というか、変化があったのか教えてください。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、4点目のご質問にお答えしたいと思います。

今回の事案では、救急隊員から通報が警察に行きまして、警察が学校に来られ、関係生徒からの事情聴取を行っておられます。

そもそも、警察は捜査機関です。学校は子どもの教育機関で、育てるという視点で対応しています。昔に比べれば両者の連携は大きく進んだんですけども、基本的に警察から詳しい捜査情報は学校はいただけない、こういう仕組みになっていますので、学校としましては警察の事情聴取と並行して、学校独自で調査や聞き取りをするという、そういうふうなことを行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） この前全員協議会での報告書を見ますと、先生たちが事情聴取をするときに、「企業秘密だ。」とか被害者の生徒が言われたと記載されておりました。このような、ちょっと平素では考えられないようなことを言う生徒の心を開くには、学校カウンセラーとか何か、警察の強権とか、そういうふうなことが必要だったとは思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の質問にお答えしたいと思います。

心理の専門家であるスクールカウンセラーと被害生徒との面談も、もちろん学校で行っております。ただ、それよりも担任の先生の力が大きかったのかなというふうに思っております。事案発生直後、被害生徒は聞き取りをした教員に、今お話しのように事実を語ろうともしませんでした。しかし、その後担任による丁寧な聞き取りの中で、実際にあったことや自分の気持ちを丁寧に話しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 非常によい担任でよかったと思います。

ここからが問題なんですけれども、今回の事案を重大事態と位置づけて、何とか委員会とか開いてやるのはいいんですけれども、その報告書の中で警察との事情聴取は大体つじつまが合っていて、似ていたというか、当たり前なんですけれども、そのような報告書が出ていたにもかかわらず、またそういう委員会を立ち上げて、半年かけて、筋道、道はできていて答えも出ているんだけど、何回も会議を開いて、何か実績づくりみたいな委員会を開いたのはなぜですか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目のご質問にお答えしたいと思います。

そもそも、警察は捜査が中心でございますので、その調書、捜査情報は学校はもらえないということになっています。ですから、学校独自で子どもを育てるという視点では、そんなにすぐに答えを出すというふうなことはできません。

今回の件を重大事態に指定したのは、この4月からお世話になっておりますスクールロイヤーの弁護士さん、それからスクールソーシャルワーカースーパーバイザーという方にも本市はずっとお願いしているんですけども、この2名の方と協議をした中で、今後の被害生徒のことで、それから学校の育成方針というか、そういうのもあるので、重大事態というふうに認定をして、専門委員会で論議をしてもらったほうがいいというふうなお答えをいただきました。

このいじめ問題専門委員会による独自調査の結果、3つ、どういうんですか、その専門委員会の狙いは3つございます。

1つは、第三者によって公平性、中立性を確保するということでございます。

2つ目は、被害生徒と保護者の思いに寄り添っていじめの事実関係を明確にする。これ

は警察とはまた別サイドです。情報がもらえないということで、こういうことをやります。

それから3つ目は、学校と教育委員会の対応を検証して、いじめの再発防止につなげるということをございます。

議員お話しのように、いじめの結果として長期欠席とか、あるいはもっと深刻な自殺などが起こってからでは遅いです。そういった事態にならないように、今回の事案をいじめ重大事態というふうに捉えて今回調査をしました。

さらに、調査結果を公表することによって、学校、市内全体でいじめ問題について考えていく機会にしたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 後からこういう委員会を開いて、警察が介入してないときに。そうすると、例えばの話、今回の今騒がれている宝塚の女性の方の自殺や、昔のマット事件など原因究明がなかなかできないし、口裏合わせと責任のなすりつけ合いみたいなことが起こると、原因究明がなかなかできないというのは本当のことだと思います。

今回救急搬送されて、警察とつながっているということでつまびらかになったんですけども、普通いじめは隠れたところでやって、表に出なくて、自殺やノートとかいじめの痕跡が出てからそういう委員会を開いて、原因究明を本当の意味でやってくれる委員会であればいいなど、そういう思いで質問したんですけども、答えのあるやつをさぞ実績みたいに報告したのが何かおかしいなと思って今回質問したんですけども、その辺、教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほどからお話ししていますように、今回たまたま警察が入られて捜査をされました。

いじめ問題というのは、そういうのとは全く別サイドで、子どもをどんなふうに育てていくのか、どういうふうにしたらこういういじめがなくなるのかという、そういう育てるという視点で取り組むのは、これはまた捜査機関の警察とは違う側面がありますので、学校、教育委員会独自でこういう第三者委員会を設けて対応するというのが基本的な原則になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 大体分かりました。ありがとうございます。

次に第2番、永原住宅の建て替え工事についてお聞きします。

今年の春先、現場前のコンビニでしばらく工事が止まっているなど思っていたんですけども、うわさで基礎工事の土留め矢板が積算に入っていない等耳にしました。本当のところはどうなのでしょう、お聞きいたします。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、議員からのご質問にお答えいたします。

基礎工事の土留め矢板につきましては、当初湧水の想定をしておりませんでしたので、簡易の土留めとして積算しておりました。ということで、当初の設計書には入っておりません。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 4メートル、5メートル掘るということで、通常のない矢板を打って、湧水関係なく、土砂が崩れるのを防ぐために土留め矢板を入れるんですけども、その辺入ってなかったということで、湧水ということにされたということで聞いております。この点は非常に大事なことで、湧水とか写真とか設計図書とか、住民何とか請求をするつもりはありませんけれども、この建築設計業者は、例えば今回の滋賀県建築設計管理組合みたいなものに入っておられます。もしこれがうそで塗り固めて、このことを問題なしにするならば、病院の入札案件の欠格要件にもなってくると聞いています。要するに、野洲市を欺いてやったわけですから、その辺重大な事案だと私は思っております。その辺、お考えどうでしょうか。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 本件の団地の工事ですけども、当然その当初の設計をするに当たりまして、解体するときの工事实績が湧水がなかったということと、あと事前にボーリング調査をしておきまして、所定の深さをボーリングしたときに湧水もなかったというところで、当初設計としましてはそれを含めずに積算設計するのは当然のこととございまして、そういう中で、現地の工事をする中で湧水が出てきたというところで、当然安全に工事をする必要もありますので、それを含めて設計変更したということで、極めて適正な対応だったというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 現場は、私小さいときから知っておりますけども、屋棟神社のあるところから朝鮮人街道を下ってきます。ちょうど上町と下町の勾配になっているところでございます、上の土地から湧水が出るというのはまず考えられない。この点は土木の専門家が現地調査をしたわけではございませんけれども、その辺の疑念についてお答えください。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 現地の状況も踏まえまして、繰り返しになりますけれどもボーリング調査も行っております。その結果、湧水が出ないというところの根拠をもちまして当然適正な積算をしなければいけませんので、それを想定もしていない湧水を加えた積算をするというのは過大積算にも相当しますので、当初設計としましては、根拠を含めた調査をベースに積算をしたということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 分かりました。いいものが建ったみたいですので、ぜひとも住民に安全な住居を提供できるようにお願いいたします。

次に第3番、指定管理制度についてお聞きします。

研修で地方都市に行ったときに、指定管理団体との綿密な打合せを視察をということで、そういうことで行ったんですけれども、非常に指定管理団体と市の当局との綿密な打合せを目の当たりにしました。それも株式会社何とか何とかという不動産会社がやっていたんですけれども、利益追求の目的でありますから、お金のかかることは市の当局について相談して、当局が出せる範囲でネゴするというのは当然至極のことでございます。常に問題があれば市の当局と話し合うということがあったんですけれども、妓王まちづくり協議会でコミセンぎおうの運営を指定管理団体として契約しているんですけれども、今般の刑事事件、刑事事件ですね、このあたりの市の当局のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、村田議員のまちづくり協議会とコミセンぎおうの運営について契約していますが、今般の刑事事件の考えについてお答えさせていただきます。

まず、指定管理制度でございますが、民間活力の導入等を目的に平成15年から導入さ

れ、地方自治法第244条の2に定められている公民連携の手法の1つであり、特にコミセンにつきましては地域との連携の必要性から、各地域の自治連合会またはまちづくり推進協議会を指定管理先としているところでございます。

今般このような事件が発生したことについて、市民の皆様にご心配をおかけしましたことにつきましては、大変残念に思っているところでございますが、今回事件を起こした妓王まちづくり推進協議会事務員につきましては、この当該制度に基づき、妓王まちづくり推進協議会にて直接採用し、雇用しているところから、市とは雇用関係はなく、関与できる立場ではないことをご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 指定管理団体との契約書はどうなっているのでしょうか、お教えてください。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 現在、野洲市と指定管理につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間としまして指定管理協定を結んでおります。これには指定管理者管理協定書を締結しており、また年度ごとに年度協定書及び指定管理業務仕様書を締結しているところでございます。

この中で、指定管理先とは野洲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条及び第5条に基づき、毎年収支や管理状況等の報告を受けており、予算作成時においても直接各コミセンと協議し、実情の把握に努めるとともに、併せて毎月コミセン連絡調整会議を実施し、市との情報交換を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） こういう不祥事を出した妓王まちづくり推進協議会、こういうところに指導はしないのでしょうか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） もちろんそれは大変残念なことではございますが、今いくつかの契約、先ほど申し上げましたいくつかのものがございますが、そのときに、やはりちゃんと運営してほしいという要望はいたしますが、指導というものは契約上入っておりますので、特にそういう形ではなく、あくまでも市民の方の信頼を得るようお願いいたします。

という形になっております。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 平成15年からという、もう15年以上になるんですかね。そういうどっぷりとつかった契約案件になっているのではないのでしょうか、お聞きします。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません。私の説明がちょっと誤解を招くような結果になってすみません。

制度は平成15年からですが、野洲市では平成18年度から指定管理者制度を導入しております。決してどっぷりつかっているとかそういう考えは持っておりません。むしろ各コミセンの事務局の創意工夫を期待しながら、どうしてもコミセンというものは民間に委ねるよりも、各地域の密接な連携が必要でございますので、自治連合会とかまち協にお願いしていることもございますので、なれ合いとかそういうことはなく、やはり意見の差は当然ございますし、各自治連合会においても行政懇談会、自治会長さんが集まる行政懇談会でも、コミセンの運営とかその他についての意見をお互い交換することもございますので、決してなあなあでやっているつもりはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 市民部長に前に聞いたときに、いろんな入札案件で不落になったら困るから値段を高くしているんだなどこの議場で言われました。そういううまくいくように、うまくいくように、困るからうまくいくようにという意識は働いていませんか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 業務がうまくいくように考えるのは、業務をする者としては当然のことですが、そのうまくいくようにの範囲につきまして、議員がおっしゃっているような内容は含んでないと認識しています。基本的に業務がうまくいくようにするのは当然だと思っています。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） それが不落を望まない、高い設定の値段とか、今回のまちづくり協議会、いや、まちはもともとあったと私は思っていますが、まちづくり協議会に付度がされているのではないかなど、そのように思うんですけれども、5年、10年、15年目になるんですかね、今度から。11年目になるのか。その辺のところは、もう一度確認の

意味でお教えてください。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 付度という意味が具体的に何を指しておられるのか、ちょっと私は不明確でございますが、当然地元の地域の方の意見が一定集約される団体というふうに、自治連合会またはまち協については認識しておりますので、そこからの要望は法制度や予算の制約の中、可能な範囲においてお互いに達成し合い、それを基にまちづくりとか、地域の活性化に努めたいという認識はしております。ですから、その部分については、当然お互い意見を交換して前向きにやりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 複数年契約になっていて、任せっ放しになっているんじゃないかというのと、あと職員さんがいらっしゃいます。5年契約です。その辺のみなし公務員と考えていいのか、それとも野洲市の建物で野洲市の運営を代理でしているんだけど、その辺の立場というのはどうお考えですか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、村田議員の2点目の質問に対してお答えさせていただきます。

みなし公務員とは、公務員ではありませんが、職務の内容が公務に準ずる公益性及び公共性を有している者や、公務員の職務を代行する者、刑法の適用について公務員としての扱いを受ける者ですが、基本的に関係上位法等で、職員は刑法その他罰則の適用に関しては法令により公務に従事する職員とみなす等の規定がある場合と解しております。

このことから、コミセンの指定管理者につきましては公益性等は当然あるものの、上位法で先ほど申し上げた旨の明文規定がないということもありまして、みなし公務員であるか否かについては論点があるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） その協議会の会長が選挙管理委員会の委員長もされています。その辺はどうですか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 選挙管理委員会の委員長をされているのは事実でございます

が、それとまちづくり協議会の兼ねておられるというのは、どちらかというところ、このまちづくり協議会のほうの問題であり、また、コミセンの館長はまちづくり協議会の会長ではなく、自治連合会の会長がコミセンの館長となっております。確かに契約先はまちづくり協議会でございます。ちょっとそこについてはお答えを差し控えたいと思います。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 分かりました。

では、この職員、パートさんとかいらっしゃいますけれども、国民健康保険、年金等、またまちづくり協議会って何なんですか、ボランティア団体ですか、営利を追求する一般社団法人か何かですか、お教えてください。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） まずは、3点目の村田議員の質問にお答えさせていただきます。

人件費につきましては、人員を事務局長1名、事務員2名分として、法に基づく社会保険料を含めて算定し、指定管理料に含めて各指定管理者にはお支払いしています。

その次に、まちづくり協議会の位置づけということでお尋ねいただいておりますが、特に社団法人等のほうは取っていないようには聞いております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） そうすると、利益追求団体ではなく、その使った経費で残った経費は野洲市に返還されているんですか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 残った経費は、次年度の当初の運転資金等に使われているものと認識しており、特に返していることはございません。

なお、他の自治連合会につきましても、特に法的な位置づけは持っておりません。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 以上、指定管理制度について質問は終わります。

○議長（山本 剛君） 暫時休憩します。再開を10時50分といたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村田議員。

○1番（村田弘行君） 引き続き質問いたします。

4番、覆工板、街路灯についてでございますけれども、側溝に蓋を閉めるというか、コンクリートを打って蓋を閉めるんですけれども、自動車が通ることを前提にして幅を広げるとあるという感じなんですけれども、非常にガタガタガタと音がするところもある。音がしないところもありますが、抜本的な解決策はどうなんでしょうか、お教えてください。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

車両等通行時の音鳴りへの抜本的な対策としましては、既存の蓋を撤去してコンクリートの打設による暗渠化をしたりだとか、あと蓋と側溝本体をアンカーボルトで固定する、そういう対策が挙げられます。

こういう対策につきましては、予算を確保しながら順次音鳴り対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 最近2、3か月入札案件見ていると、音鳴り対策、大規模側溝蓋改良工事みたいなやつが出て、落札されております。1件当たり200万から300万あたりだったとは思いますが、この対策はモルタル詰めをするような対策になっていまして、その辺のケース・バイ・ケースだとは思いますが、こういう入札案件に出す対策とアンカーボルトとか、現地コンクリートとか、その辺はどういった違いがあるんでしょうか、お教えてください。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

対策工法の選定につきましては、水路を暗渠化して道路幅を確保するような施工もございますし、あと側溝蓋の下部にゴムシートなど緩衝材を設置するような応急的な対策もございます。

これらにつきましては地元のご意見、これは生活道路も一部使われておりますので、そういう合意を図った上で、工法を選択した上で、工法を決定して発注をしているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 根本的に何年かしたら鳴るのか、それとももう当初から鳴るのか、施工不良なのか、その辺お教えてください。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 基本的には施工不良とは考えておりませんで、工事が終わった段階にはしっかり対応できているかというような検査も踏まえまして、工事を完了してございます。

ただ、道路の工事も含めてそうなんですけども、施設そのものにつきましては経年的にどんどん劣化していきますので、それは状況によってはどの施設であっても、何年かすると音が出たりだとかそういうところが出てまいります。

そういうところも含めまして、施設の維持管理というところは非常に大事だというふうに考えておりまして、そういうところも含めまして、そういう施設の管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） そういう維持管理、補修をやると、ああいう側溝みたいなものは指詰めの原因にもなりますし、安全に施工して、また地域地域でそういう要望があるとは思いますが、ご相談に乗っていただきたいと思っております。

3番につきましては省略いたします。

第5番、今までの一般質問の2年たったの総括についてお教えいただきたいと思っております。いろんな問題を提起してきました。そういう意味で、やりますやりますとか、何かそんな感じだったんですけども、一体進捗度合いはどうか、一遍お聞きしたいと思っております。

まず最初に、上永原の残土処分の問題、あれはもう夏草が生えて水が出てという、非常にほったらかしの旧野洲町の問題でしたけれども、その辺、今どういうふうな対応をされているのか、もう2年たちますけれどもお教えてください。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

上永原の市有地につきましては、盛土や埋め戻し等に利用するために、これ平成23年度の公共事業で発生した良質土を仮置きしているというような状況でございます。

この土につきましては、緊急時の土のうの作製の土砂であったり、公共工事で必要となった際に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） あのときは担当は総務部だったと思いますけれども、その辺の事情をお教えてください。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） お答えいたします。

仮置きされた段階でこの土を使っていきますのは都市建設部のほうになってまいりますので、この土を今後緊急時の土のうの作製であったり公共工事で使うというところで、都市建設部のほうで管理をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） あのときは、処分にお金がかかるから早急にはできないとかいう話だったんですけれども、流用する、再利用するというふうに変わったのはいつからですか。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） お答えいたします。

認識としましては、流用ということではなくて、この土を公共事業等含めまして、しっかりとした資材として活用していくということですので、そういう事態になりましたら有効活用するというございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） ぜひとも早期の解決をよろしくお願いいたします。

また、その隣の産廃の仮置場は産廃法とかいろんな法を持ち出して問題にしたんですけれども、その後の状況はどうでしょうか、お教えてください。

○議長（山本 剛君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

上永原の市有地のトラロープで囲んでいる場所でございます。ここにつきましては、現

在におきましてもみず事業所において、漏水などの緊急修繕の際に発生した産業廃棄物の一時保管場所として使用をしております。

その管理につきましても、運搬に伴うマニフェストの管理など、基準に基づいて適切に管理されていることを確認しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 法にのっとって、法はあってないような、自治体ができることは法がなくてないようなものなんでしょうけども、一般に照らし合わせて適切にお願いいたします。

また、3番、永原御殿の開発計画について、地元自治会との説明会の開催をすると明言されましたけれども、その辺の進捗状況はどうでしょうか。

○議長（山本 剛君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

永原御殿跡の史跡整備に係る説明会は、10月9日に江部自治会に対し開催いたしました。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 分かりました。

では、その開発許可はあるやないや、そういう話になっていましたけども、要するに国指定のところを変更許可を出して、許可の申出をして、それを開発許可に変えるというような流れだったと思いますけれども、その辺の書類面、申請面の進捗具合をお教えてください。

○議長（山本 剛君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

文化庁に対しての現状変更の申請は8月10日に提出し、10月20日付で許可を受けております。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 法にのっとって開発を進めていってください。

あと、そのときに買収できてないところを含めての開発になると思いますけども、隣接の境界の同意とか、その辺はどうなっているんでしょうか、お教えてください。

○議長（山本 剛君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

隣接の同意というか、整備する場所については公有地化した場所からやっております。その箇所については、官民境界、隣接の境界を得てからやっておるということに合わせて、先ほどの説明会を開催したり、隣接地の皆様には直接事前説明を行っております。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） いずれ買収するにしても、そういう開発は隣接するところの許可とか同意とか普通はあるものなんですけれども、その辺そごのないように、問題が起きないように進めてください。

あと、長期スパン、10年とか15年とか言われていましたけれども、予算の関係もあるんでしょうけれども、もう少し早くできないものでしょうか、お教えてください。

○議長（山本 剛君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、史跡整備は建築史学など、学識経験者や地元の方で構成する調査整備委員会で検討いただいた史跡永原御殿跡整備基本計画書の第1期から第3期までの年次的な計画に従って順次進めております。そこには、用地買収や整備工事の施工、特に用地買収には長期の期間が必要ということが加味されております。また、国の補助金の交付を受けているため、その予算の範囲内で進めております。

以上のとおり、整備期間は専門家などの意見を伺いながら計画しておりますが、どうしても長期になることをご理解いただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 了解しました。早急に進めていただけるようお願いいたします。

最後に、病院予定地でプール跡地で杭が残っているんじゃないかといつも疑念に思っていましたけれども、その辺の調査をしたとは思うんです。ボーリング調査を。その辺の状況なり施工状況をお教えてください。

○議長（山本 剛君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 村田議員の6点目のご質問にお答えいたします。

9月28日の全員協議会で資料提供をさせていただいておりますとおり、整備予定地の敷地5か所で標準貫入試験を実施いたしたところでございます。

調査した深さにつきましては箇所によって若干違いますが、一番深いポイントで46メートルまで調査を実施いたしました。

N値が小さい粘土層やシルト層については、いわゆる少ない打撃回数で貫入ができており、逆にN値が大きい砂礫層については打撃回数が上限の60回に達しても30センチの貫入ができなかったため、N値が60以上と判定された地層もございます。

なお、調査中特段異常な事態も発生しておりませんし、地質標本も全て当方のほうに提出を受けてございます。異質なものはないと判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 了解いたしました。漸次進めて行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本 剛君） 次に、通告第9号、第17番、岩井智恵子議員。

○17番（岩井智恵子君） 第17番、新誠会、岩井智恵子でございます。

野洲市民病院建設事業入札及び国スポ・障スポとの関連整備についてお伺いいたします。

11月22日の全員協議会で、11月17日、野洲市民病院建設事業の契約が成立したと報告を受けましたが、私は昨今の建設市場を踏まえたとしても、なお契約手続について疑義をしております。

10月4日の市民病院整備特別委員会で、要約すると、政府主導による大阪・関西万博事業の加速化による材料の高騰、またサブコントラクター整備会社の需要が増大し、技術者等人材不足に拍車がかかるなど、直近の建設市況情報を挙げ、公告時の仕様、設計内容ですね、一部を変更し、契約手続を進めるものとするという説明がありました。

そこで質問いたします。

1問、全体工事費の予算枠債務負担行為限度92億3,700万円の整備工事費を22億6,300万円、24.5%の増額。補正後115億円に変更。その概要として、1、一部の工事費をゼロとして算定した入札額を本件入札書に記載して提出させることとし、当該ゼロ査定工事については、本件の当初契約から省くものとする。2、ゼロ査定工事については、本件契約後の適切な時期に改めて算定し、当該受注者との協議を踏まえ、継続的な整備ができるよう対応すると当日説明があり、資料にも記載されていますが、公共工事におけるこのような全国でも例を見ない入札案件の変更を、たった1日置いた6日には、市議会に対して病院事業会計補正予算案の採決に持ち込むなど、拙速過ぎる上、普通地方公共団体が一般競争入札する場合において、入札に問題はないと当然確証を持って契約に至ったものと思われませんが、このような異例とも言える手法での入札に対し、部長

会議でも異論はなかったのか。また、確証の決め手についてお伺いをいたします。

○議長（山本 剛君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 岩井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、質問中おっしゃられました市議会における審議等の日程に関しましては、執行部から言及いたせることではない点、まずご承知をください。

ご質問の部長会議での議論についてですが、ホームページで公開を既にさせていただいております。9月25日になる議論を交わしております。結果としましては、今回の手法を全庁の案として確認をいたしたというところがございます。

次に、確証ということがございますが、10月6日の全員協議会において、資料でもってご説明をいたしました2点がそれに当たるわけがございます。

別の公式の会議で既に説明をさせていただいたことではございますが、さらに、改めてご認識をいただきたいという思いから、詳細もう一度申し上げますと、まず1つは、第一法規出版社発刊の地方公共団体契約実務ハンドブックにおきまして、現行法では入札公告の法的性格を従来法の発注者側から受注者側に対する契約の申し込みという性質ではなく、受注者から発注者に対する契約申し込みを誘引させるための行為といったところに変更いたしておりますことから、公告の内容を変更し、あるいは当該公告を取り消すことについては、これを排除する法的根拠がないので、自由になし得るものと解されるとするQ&Aが確認をされたところであり、当該著者である地方公共団体契約実務研究会といった組織の信頼性に鑑みて、確証に値すると判断をいたしたところがございます。

もう一点は、本市顧問弁護士からの回答書、照会に対する回答書に記されたご指南の内容でございます。そのまま申し述べますと、入札に係る公告内容の変更は請負条件の変更である。それには2件の利害関係がある。1件は、予算の増額であるから、市議会には予算額の増額だけでなく、公告内容の変更の理由及び方法等と、これは予算執行の方法でございますが、方法等を説明して承認議決を得る必要があると。もう1件は、第一次審査で応募した建設会社に対する対応であると。請負金額の実質的な増額であるから、条件変更そのものについては建設会社が異議を申し立てる理由はない。しかし、第一次審査に応募した建設会社の全社に対して公平公正に対応しなければならない。また、応募を検討したけれども応募しなかった建設会社があるならば、その会社に対する対応も考えなければならないとして、上記の手続を遵守すれば違法な措置とは言えないと考えるといったものが顧問弁護士先生の見解であったわけがございます。

こういったことを踏まえ、10月6日午後からの本会議におきましては、弁護士のご指南のとおり、予算額の増額の内容だけではなくて、公告内容の変更の理由及び予算執行、契約執行の方法等も説明した上でご承認の議決をいただいたということ。あと、一次審査で応募した、今言えますが4事業者に対して、公平公正に告知いたしたところでございます。

さらに、一次審査書類の提出には至らなかったものの検討された事業者、つまり、これは3月に実施しました事前のサウンディングにお申し込みをいただいていた事業者でございますが、そこに対しても今回の公告内容の変更の旨をお伝えしたところ、先方から少し間を置いてではございますが、何の異論もございませんといった旨の回答を頂戴いたしました。

こういったことから、今回の契約手法について、その適正性は万全であり、確信をした上で執行に至ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

弁護士からのいろんな助言というのを今聞かせていただいたわけですが、タブレットに記載されている弁護士からの資料を見ますと、ちょっと抜粋して読みます。建設価格等の高騰により、当初の予定価格がいずれも事業者予定価格では応札しないことが予想される。今回の入札が不調になれば、予定価格を変更して再度入札を行わなければならないが、病院整備計画がさらに遅延することになり、病院経営上様々な問題が発生する。そこで、本件入札は予定価格を変更を避けるべく、一部の工事を対象外とした上で入札を執行し、全体の予算額を119億3,300万円に増額し、増額分で今回除外する一部の工事の契約金額に充てたい。ここからです。このような入札方法について、法的な当否を相談したいということで締めくくっておられます。これは、法的な当否を相談したいで弁護士が締めくくっておられるところに私は注目しております。本当に法的に何ともないのか。このような大きなお金を、予算を動かす中で、何かがあったら大変なことになるということで、念押しのために私は考えております。

再質問いたします。

11月17日には工事事業者、熊谷組関西支店他3事業者との間で、契約金82億1,900万円で落札されましたわけですが、6月の公告で示した予定価格96億7,000

万円ではなく、一部機械設備工事費を除外、実際は82億1,900万円で、予定価格を14億5,100万円も下回る落札となりました。正直、私は予定価格を大きく下回ったことに目を疑いました。当初契約後の適切な時期に改めて算定し、事業者との協議がありますが、10月4日の説明どおり、補正後115億のままだと仮定いたしますと、22億6,300万円増額どころか、32億8,100万円増額ということになります。これはもっと上がる、120億なりに上がる可能性を秘めております。これでは全くの数字のマジックであり、落札額82億1,900万の約半分近い40%の増額となります。公共工事でありながら、こんな無謀とも言える契約が、大手企業を相手に本当に交わされたのか、理解に苦しんでおります。大幅に下回る82億1,900万で契約に至ったとの報告を受けた次第ですが、市民の皆様は、「広報やす」を読まれただけでは理解されていない方々が大半だと思います。落札について十分な議論を重ねられたのか、手法に落ち度はないのか、先ほど言ったことに重複しますけれども、これほどのものですので、私たち議会は、10月4日に初めて議場でですか説明を受けて、そして1日空いて、もう6日に採決ですよ。これだけの大きなものを6日に採決ということを一方的にされております。

そういうことで、私たち議員も二元代表制の中で、本当に責任のある立場であります。こういう拙速とも思えるやり方に、ちょっと疑念を覚えているものでございます。それについてお願いします。

○議長（山本 剛君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 岩井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、正しく答えるために一定確認したいことがあるんですけども、まずは答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、4日に特別委員会があつて、6日に採決があつたというご指摘、そこから申し上げますと、先ほど1問目の答弁で申し上げたように、執行部といたしましては、議事日程に関しての申し上げる立場にございませんので、それは議会でご確認をいただきたいというふうに思っております。

それと、岩井議員がおっしゃる82億1,900万円の落札価格税込みと、今回の入札の予定価格である96億7,000万円、そこで、聞いた感じで申し上げますと、失礼ですけど聞いた感じで申し上げますと、すごく大きな額で増額補正を提案されたのに、蓋開けたら82億1,900万円というところで愕然とされた、目を疑われたということのよ

うにもお聞きしたんですけれども、非常にちょっと、そんなに難しくもないんですけれども、フリーハンドではなかなか説明しにくいんですけど、議員の皆様方にはちゃんとペーパーで特別委員会とかで渡していますので、ご理解いただいているものだと思っていたんですが、ご理解いただけていないようですので、フリーハンドで非常に難しいんですけれども、頑張って説明をさせていただきたいと思うんですけれども、まず、今回の補正予算で96億7,000万円を119億3,300万円、24.5%、124.5%の増額をしていただきましたのは、我々のほうのまだ見積りの段階であったわけですが、当時は。それぐらいの予算を確保しておかないと、全体の工事を恐らく入れ込めないだろうという試算とか、見積りとか、願いも含まれていたんですけど、そこらぐらいで何とか収まってほしいと、いったとしてもという思いで積算したのがプラス24.5%の119億3,300万円なわけですね。

今回は、それぐらいいくかもしれないと思いつつも、一部の機械設備、給排水設備工事と空気調和設備工事を一次審査で「合」を通知した、今申し上げますが4社に対して、同じタイミングで同じ内容で同じ工事区分を除いてくださいということを公平公正にお伝えして、そして4社からプレゼンテーション等で、金額についてはそこを除いた内容で入札があったわけでございますね。その入札した額は、もう既にお伝えさせていただいている4社の入札額のとおりでございます。ちょっと私、今宙では言えませんが、82億いくらか、それぐらいの額やったと記憶しています。もう少し85億近い額を入れた事業者もあったかなというふうに記憶していますけれども、だから、それぐらいの額が、一部除外工事を、今回発注を見送った除外工事を除いたあとの残りの金額の工事費として82億1,900万円という札が、株式会社熊谷組を代表企業とする企業体の応札額であったわけです。

ただし、これは金額はつぶさに申し上げることできないんですけども、入札に当たっては82億1,900万円の入札額が適切に算定されているかどうかを確認するための資料として、一部除外工事を含めた全体の工事費の積算も示してくださいと、これも4社共に言ったんですけれども、示してくださいというふうに申し上げてございます。

具体的な金額は申し上げられませんが、大体ですよ、大体4社とも入札額を分子にしますと、その分母の全体工事費は、入札額を分子にして全体工事費を分母にしますと、ちょうど分母のほうは4社ともうまいこと、大体30%ぐらい大きかったんです。今申し上げた96億7,000万円から増額をお願いした119億3,300万円までは124.

5%です。今申し上げましたように、実際に一部工事費を除いた入札額と、各社が行ってこられた全体の算定額との差は約130なんですよ。

ですから、96億7,000万円の予定価格に対して82億1,900万円という数字が入っているんですけども、通常の入札ですと、予定価格に対して入札額、これ一般的に入札率と言うんですけど、分母、分子にしますから。

今回の入札の方式は、一部工事を除外するというルールをつくって、なおかつ当初の公告額96億7,000万円を固定したままで入札を執行しましたので、この入札率という概念が存在しないと言っていいのか分かりませんが、そういった率を算定するにあまり意味がない入札であったと言えるところがございます。ちょっとフリーハンドで言っているので、ホワイトボードでもあれば多分説明できると思うんですけども、少なくとも議員各位には、同じ私が申し上げたような想定資料が、近いものがもう既に行っていると思いますので、それを見ていただくべきかなというように思うところがございます。

あと、どうでしょうか、最初にする述べられた弁護士先生からの文書と言われるものがございますが、ちょっと私、今手元に合致するものを有してございませんのです。その内容が一体何なのかということを確認させていただきたいと思うんですが、執行部から議員にお伺いすることはできないと思われまますので、どうさせていただいたらよろしいかなと思うんですけども。

（「反問」の声あり）

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 反問でよろしいですか。

○議長（山本 剛君） 暫時休憩します。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今、私のいかに早とちりであったかというのを反省はいたしますけれども、私どももある程度いろんなところで相談をしております。そういう中で、この問題はそんなに即決ができるほど簡単な問題ではない。そういうことを認識しておりますので、もしそういう流れでそのままいくのであれば、危険だなということを私は、少なくとも私は思っているんです。それで聞きたただけですので、その点は私もちよっと早とちりをしましたが、よろしくお願いをしたいと思います。

でも、言っておられる意味はこの文書を見ましたので、一応理解は、言っておられる意味の理解はできました。ただ、それほど簡単な、あるいは早く結論が出るものではないということは改めて認識をしていただきたいと思います。

問3に移ります。

また、その対応方針の中で、再度入札公告を行うことも考えられるが、入札参加者の技術者確保の負担や、本件整備の遅延に伴う社会的損失に考慮するとありますが、社会的損失とは具体的にどのような損失を指しておられるのかお伺いします。

○議長（山本 剛君） 駒井病院事務部長。

（発言する者あり）

○17番（岩井智恵子君） 2は、橋議員と重なっているところがありますので、飛ばしました。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） ご答弁させていただきます。

社会的損失とは、超高齢社会がさらに進む本市から、市民のための中核的医療機関の建て替え整備が見通せなくなると、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） このような高騰ぶり、万博等、またいろんな諸事情、戦争、いろんな諸事情でもう先が見通せないということは十分に理解しているつもりですけれども、やはり100億を超える市民の血税でもございますので、そこは慎重の上にも慎重にしていきたいと思います。

次に移ります。ちょっと見にくいんですけども、いろんな便利なものをできないものですから、このパネルで我慢していただきたいんですが、引き続き市民病院と国スポ・障スポ関連整備事業についてお伺いをいたします。

問4、令和7年9月、2025年に我が滋賀県で「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」が開催されます。もう2年を切ってしまいました。多くの主催関係者の皆さんはいろいろと心を砕いておられることかと思えます。

私自身、以前より外階段の進捗状況が気になっていましたので先日確認に行き、スマホに収めてまいりました。当初の計画では今年8月着工となっていたのですが、病院建設の都合でいまだに荒れ放題、階段も表面のタイルが剥がれ落ち、亀裂が入ったままでもろく、危険な状況は否めません。大げさに言っているわけではありませんが、これは一般の利用

者さんにも関わってくる大事な問題だと捉えております。ましてや、来年度にも開催される国スポリハーサル大会、全日本卓球選手権大会までは何とかリニューアルか、あるいは簡易な補修でも絶対に必要であります。再度危険の確認をしていただき、安全の確保をすべきであります。病院整備を主体にするがあまり、迫る国スポリハーサル大会や全日本卓球選手権大会に落ち度があってはなりません。全国からそうそうたるメンバーが来られる予定となっています。「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」の成功のためにも、今後の外階段整備の課題をどうされるのか、スケジュールを組んでおられるならばスケジュールもお願いしたいと思います。

○議長（山本 剛君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 岩井議員の4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

我々も現場の確認は度々行っており、承知いたしております。

9月28日の全員協議会で説明をいたしましたとおり、現在総合体育館の外階段の整備を含めたいわゆる準備工事について、内容を検討中でございます。

工事の時期については、補正予算の提案にもありますとおり、病院の基本設計の内容がある程度見据えられた上で施工することが効率的であることから、今年度中の工事を見送って、令和6年度に実施することで調整をしております。現時点では具体的なスケジュールまで申し上げることはできませんが、体育館との協議は担当課をして丁寧に行っているところでございまして、議員ご心配の件に関しましても、国スポリハーサル大会の会期中はもちろん、普段から利用されている方にもできる限り不便をかけないような工期で設定し、併せて施設の利用安全性や美観についても必要な水準を保てるよう、体育館側と協議をして対応していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 分かりました。そのように段取りをしてくださっているのは理解しましたが、取りあえず来年早々、早々かどうか分かりませんが、国スポリハーサル大会とか全日本卓球選手権大会、こういったものがもうどんどんと行われますので、こういう方たちにけががあったりしたら、それこそ大変です。一般の皆さんも同じことですが、病院的スケジュール、それも組まれていることも、まして予算が絡んでくることですので、そんなに着々と行かないのは分かりますけれども、これもやはり真心を持って

お受けする私たちの立場としては、十分に優先順位を図っていただきたいと、このように思っております。

では、問5に行きます。

第1駐車場入り口の看板は以前から気になっておりましたが、表面は現在「野洲市野洲町立総合体育館」となっていて、字体も鮮明ではありません。病院完成をもって新しくされると思いますが、このまま放置ではなく、一時的にでも手だてをすべきと思います。この点についてお伺いします。

○議長（山本 剛君） 武内政策監。

○市民部政策監（武内了恵君） 5点目に関しましては、総合体育館の附帯設備に関する質問でございますので、施設を所管しています私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、当該看板は旧町時代からの看板でございます。平成16年の中主町との合併に際して、野洲町を野洲市に上書き修正いたしております。その後、劣化が進むことによりまして現在のような状況になっているというのが現状でございます。

このような状況から、当該看板につきまして更新の必要性は十分認識しておるところですが、その時期につきましては、市民病院整備工事の進捗に併せて行うことが合理的であると考えており、看板だけでなく、外構全体の整備の中で調整してまいりたいと考えております。

その上で、一時的にはなりますが、来年度に開催されます国スポリハーサル大会までに、国スポ・障スポのPRも含めた看板を別に設置していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今ご回答いただいて、来年度のリハーサルの大会や、そして全日本卓球選手権大会、こういったものに間に合わすと約束をしてくださったので、ご意見、約束かどうか分かりませんが、ただ言うだけでなく、このあたりはたくさんの方をお迎えすることになりますので、「野洲町立」などというものがいまだに残らないように、そこはきちっと期日までにはしていただきたいと、このように思っております。

では、次に行きます。

問6、以上のように、病院、国スポ関連整備にも課題が具体的な形で表面化してまいりました。各課でも行財政改革の名のもと、国スポ・障スポをはじめ、行財政改革の名のも

と予算が削られ、各行政のサービスの低下の嘆きを耳にいたします。それには1つの病院整備も影響していると私は思っておりますが、執行部としてこれらの課題をどう受け止めているのかお伺いします。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、岩井議員の6点目のご質問についてお答えをさせていただきます。執行部に対してのご質問ということでございますので、政策調整部としてお答えをさせていただきたいと思っております。

まずもって、岩井議員のほうも十分ご承知をいただいていることだとは存じますけれども、行財政改革を現在進めさせていただいております。これにつきましては、持続可能な行財政運営を目指して、市民ニーズを的確に捉えまして、市民サービスの維持や向上に必要な取り組みとして進めておるところでございますので、行政サービスの低下をもたらすものではないということで考えております。

このため、真に必要とされます事業が、同じく市の重点事業であります病院整備事業の影響とおっしゃいましたけれども、影響を受けるといった考えは持ってございません。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今、影響はないと考えているとおっしゃいましたけれども、莫大なお金、予算としてこれから動くわけですから、そういったものは最優先されるんじゃないかと懸念をいたしておりますし、私もただ単にこの問題を出したのではなく、全部署ではありませんが、一部部署の方にお出合いをいたしまして今の状況を聞いてまいりました。

各課とも財政の現況、これはよく踏まえた上で優先順位を持って、やはり前からいろいろ相談を受けていても、これだけ行財政改革等で予算が削られますと、同じことをまたしても、市民から声があってもなかなかその対応が後に回ってしまって、できないというお話もございました。

ですから、各部署ではどれだけ声が届いているか分かりませんが、こういった中で、本当に苦勞しておられるという現実を私は知りました。そういうことをもってこういう問題も言っているわけで、ただ単に、前言われましたけど、公人の立場で岩井さんは、岩井議員は口を挟むことは駄目だみたいなことを言われましたけれども、私も何ものなしの中でこういうことを言っているわけではありません。やっぱりいろんな課を回って、本当

に今回サービス低下にならないように、各部署では苦勞されているのがひしひしと伝わってまいりました。例えば維持管理費……。

○議長（山本 剛君） 岩井議員、再質問ですか。

○17番（岩井智恵子君） 再質問の中ですよ。

○議長（山本 剛君） 再質問ですか。

○17番（岩井智恵子君） 維持管理費の確保など、各課の大変さを今も言いましたように痛感したわけでございます。病院整備費だけが原因とは決して思っておりませんけれども、やはり22日には各課の予算要望が割り当てられるということも伺っております。こういう中で、本当にそういったところにも配慮する、本当に生の声を聞いていただけたらなと思いますし、市民のサービス低下につながることの、ある程度は仕方がないです。財政的にもある程度は市民の方にもそれは痛い面もあるかもしれませんが、割と病院のほうはばんと大きいことに執行部のほうで割り当てられているように私には思えて、この影響が全くないとは思っておりません。ですから、やはりバランスも考えて、配慮というものを大切に考えていただきたいと思っておりますが、その点はどのように認識されていますか。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 岩井議員の再質問でございますので、お答えをさせていただきます。

まず、行財政改革につきましては、職員一人ひとりがこれは自分の認識の中で十分課題認識をしていただきまして、市執行部が一丸となって取り組んでいるというようなことでございますので、これが各課における課題認識という点については十分承知をしてございますけれども、全体の取り組みとしては、これは一人ひとりの課題という形で取り組んでいただいておりますものという認識でございますので、我々が、政策調整部は、財政課が、もしくは行財政改革推進室が強制的に物事をこういうふうに進めなさいというような指示をもってということではございませんので、一丸となって取り組んでおるものでございませぬし、さらにこのことにつきましては、議員の先生方、皆さんについてもご説明をさせていただいておりますので、議会、市執行部一丸となって取り組んでいるという認識でございます。そういう認識に立つてのこととでございますし、まずもって、今回6年度以降の予算につきましても、次年度の予算編成方針という形で毎年度お示しをさせていただいております。

6年度の予算編成方針におきましても、これはご承知いただいておりますとおり、重点事業の取り組みの中で市民病院の整備事業、さらには先ほどご質問いただいております国スポ・障スポの大会推進事業も同じく重点事業という形で取り組んでおりますし、そうした事業を着実に遂行するために、必要なものを予算化するために、全職員一丸となって、取り組みの中で精査を図っておるといような状況でございますので、このことにつきましては我々のみならず、議員の先生方皆さんについても十分ご承知おきをいただきたいと思いますという認識でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今の説明も分からなくはないですし、どれもがそれぞれの課で優先順位もあり、病院も大変今瀬戸際で、非常に予算額も跳ね上がる中、たくさん予算が要るといことも、国スポのことにつきましても、いろいろ今までにない予算をつけていかなければならない、いろいろ改修もしていかなければならない、そういうものはよく分かっておりますけれども、やはり声なき声、声が上げられない、なかなか言ってももう分かってもらえないんですか、声が上げられないことも私はあるのではないかと思いますので、一丸となっておられる執行部の皆さんのご答弁はよく分かりますけれども、そういうことも、改めて各部署についても愛情のあるというんですか、市民のサービス低下につながるような最大の努力をした配分をしていただきたいと、このように思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

では、終わります。

○議長（山本 剛君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10号、第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子君） 第13番、山崎有子です。よろしく願いいたします。

2項目について質問させていただきます。

1項目め、心身障がい者燃料費・タクシー利用費助成券について質問させていただきます。

野洲市では、心身障がい者の方に対する燃料費・タクシー利用助成事業が行われていま

す。今年4月に「令和6年4月から助成券の利用方法が変わります。」と、障がい者自立支援課の窓口で説明されたとのことで、5月以降複数の利用者の方からご相談を受けまして、助成券利用について質問いたします。

1 問目ですが、令和5年度予算資料の民生費、心身障がい者燃料費・タクシー利用助成事業について、令和5年度予算資料を2月全員協議会で、助成方法を変えるということでご説明していただきましたが、そのときのご説明の内容をもう一度お願いします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、山崎有子議員の心身障がい者燃料費・タクシー利用助成券についての1点目のご質問にお答えをいたします。

令和5年2月20日の全員協議会での説明内容についてとのことですので、少し長くなりますけれども、当時の口述書に基づいて再度ご説明を申し上げます。

以下、2月の全協での説明の内容となります。

心身障がい者燃料費・タクシー利用助成事業は、心身障がい者児、これは心身障がい者と心身障がい児になりますけれども、心身障がい者児に自動車燃料費及びタクシー利用料金の一部を助成することで、心身障がい者児の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ろうとするものです。

現行の制度は、タクシー助成及び燃料費助成として利用できる助成券を年間36枚、人工透析の対象者については年間72枚を限度として配布をしているものですが、最近の利用状況を調査いたしましたところ、毎年年度当初や年度末に集中をしてまとめて使用されている方が多く、本来の目的である日常生活の中で、年間を通じて生活行動範囲の拡大や社会参加の促進に活用されているとは言い難い状況が浮かび上がってまいりました。

本制度は、金銭的支援が主目的ではなく、外出のきっかけづくりに軸足を置いていることから、できるだけ本来の目的に沿った利用形態となるように制度を見直すことにしたもので、年間の配布枚数はそのまま、1か月の使用枚数を3枚、人工透析の対象者につきましては6枚に制限することで毎月の使用枚数の平準化を図り、年間を通じた外出機会の創出へつなげようとするものでございます。

見直しの時期については、令和6年4月1日からを予定していますが、たちまち本年3月に令和5年度分の助成券を配布する予定なので、併せて利用者に1年後の制度見直しのお知らせをし、周知を図ることとしていることから、今回議員の皆様にも報告させていただくことにしたものです。

また、市広報での周知や事業者への説明も行う予定をしていますので、ご承知おきいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上が、本年2月の全員協議会で説明をさせていただいた内容となります。

以上です。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 再質問させていただきます。

ただいましていただきました説明で、1か月に3枚、人工透析の方は1か月6枚を限度とするということでしたが、使用期限など、はっきりさせるためにどのような方法を考えておられましたでしょうか。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 説明をさせていただいた当時、そこまで確定はさせていませんでしたけれども、例えばそれぞれの月、4月なら4、5月なら5というふうに数字を打ったりとか、使用期限を入れたりとか、いろんなパターンが想定はできるよねという話はさせていただいていました。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。

使用期限を入れたりとか、そのときは具体的ではなかったということですね。分かりました。ありがとうございます。

2問目に伺います。

令和6年4月からの助成券の利用方法変更について、利用される方々にどのような形で周知されたでしょうか。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 2点目の利用者の方への周知につきましては、令和5年度分の助成券交付の際に、窓口にお越しをいただいたご本人またはご家族の方に変更内容を記載したチラシをお渡しするとともに、口頭にて説明を行っております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。窓口での貼り紙もしてあったと思うんですけども、助成券を取りに来られた方への口頭の説明ということですね。

3問目、お伺いします。

5月頃から、複数の方から「1か月3枚という制限はとても使いにくくなる。」とのご相談を受けました。助成券の利用方法が変わるということだけではなくて、制限を設けることになった理由についての説明も窓口で行っていただきましたでしょうか、伺います。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 制限を設けることになった理由の説明につきましては、議員ご指摘のとおり、皆さんにお配りしたチラシにも理由を記載させていただいた上で、窓口においてそのチラシをご覧いただきながら、口頭で丁寧な説明に努めさせていただいたところがございます。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。ありがとうございます。

次、4問目伺います。

県下19市町でも、金額や枚数は異なるものの同様の助成が行われています。他の市町では、金額、枚数などは異なると思いますが、1か月、3か月、また、今まで野洲市がしていたように1年を通してなど、使用枚数の制限等を設けている市町があるかどうか伺います。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 県下全ての市町について、明確な調査ができているわけではないんですけれども、ざっと調べたところでは、県下では、例えばうちの現行の改正案では1か月に3枚という期限と枚数制限を設けているんですけれども、他市町でも、1か月単位とかあるいは3か月単位で使用期限と使用枚数の制限を設けられている市町、あるいは使用期限の制限はないものの、1回に利用できる枚数を1枚とか2枚、あるいは3枚といったふうに限定をされている市町があるというふうに認識をしております。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） それぞれの市町で1か月ごとという市町もあるということですね。分かりました。

5問目、伺います。心身障がい者燃料費・タクシー助成事業の予算は、令和5年度は1,338万8,000円です。令和6年度は助成事業の予算が変わる可能性があるのでしょうか、お伺いします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 令和6年度の予算についてですけれども、今山崎議員ご

指摘の令和5年度の1,338万8,000円、これは印刷製本費も含めた総事業費になるんですけども、これの令和6年度の要求ベースでの積算額、これは助成額が1,300万円と印刷製本費が21万6,000円、合計では1,321万6,000円というふうになっております。

令和5年度予算と単純に比較をすると、令和6年度予算積算額が少なくなっているんですが、これにつきましては今回の見直しによるものではなくて、過去数年間、予算に対して決算剰余額が一定額生じていたことから、予算要求が過大とならないように精査をしたものでございます。

なお、今回の制度の見直し案につきましては、予算の削減が目的ということではなく、年間を通じた外出機会の創出を図るためのものなので、助成券の1枚当たりの単価、あるいは年間の交付枚数等については変更はしておりません。

以上です。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。利用制限を設けようとしたのは目的のためであって、財政上のことではないということを知りました。

6問目、伺います。

助成券を利用される皆さんは、健康な方々ではありませんので、体調が悪いなど、1か月、2か月外出が不可能になる方もおられるかもしれませんし、1か月ごとに期限を設けると、外出ができなかった期間のタクシー・燃料費の助成券は無効となります。1年間に使用できる枚数が必然的に減ると思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 6点目のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、1か月ごとの使用制限を設けることによって、助成券を利用できない月が出てくる可能性があるということについては承知をしております。

ただ、使用制限に限って申し上げますと、現行の制度におきましても助成券の有効期限は当該年度に限られておりまして、利用状況の傾向分析、冒頭でも申し上げましたように、年度末に集中して使用されている方が、何らかの理由で年度末に利用し切れなかった場合には、結局余った分は翌年度には繰り越せず、ご利用いただけないといったことになるというふうに考えております。

繰り返しになりますが、利用方法の変更はあくまでも利用者の年間を通じた外出機会の

創出を目的としたもので、使用枚数や予算額を減らすことを目的としたものではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 無効になってしまう助成券もあるということ、認識してくださっていること、分かりました。

では、7問目に伺います。

障がい者自立支援課では、毎年の利用状況が年初初めと年度末にかなり偏っているという状況を見て、あくまでも日常の外出支援、すなわち満遍なく日常的に助成券を利用して外出をしていただきたいという目的のために利用方法の変更を判断されたと理解しますが、令和6年4月からの利用方法について、利用者のご意見を聞いていただいて、利便性も考えた上で、再度ご検討いただけないか伺います。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 7点目の再検討の余地についてでございますけれども、今回の見直し案につきましては、我々もできるだけ丁寧な説明に努めさせていただいたつもりではあるんですけれども、窓口等で想定以上の様々な意見をいただきましたので、これらの意見を踏まえつつ、また、本来の制度の趣旨に少しでも近づけられるように再検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。利用者の皆様が日常外出しやすいように、助成券が使いやすいようにご検討していただけるということで、ありがたく思います。ありがとうございました。

以上で、1項目めの質問を終わらせていただきます。

続いて2項目め、国道8号野洲栗東バイパス工事の進捗について伺います。昨日の橋議員の質問と重複するところがあると思いますが、重ねて質問させていただきます。よろしくをお願いします。

8月度全員協議会で、都市建設部道路河川課国県事業推進室より、国道8号野洲栗東バイパスの事業用地内の旧オリベスト用地において、アスベストを含む土壌調査が実施され、アスベストの分布状況が確認されたとの報告があり、アスベストを含む土壌の撤去及び搬

出についての説明がありました。アスベストの撤去とバイパス工事期間への影響について質問させていただきます。

まず、アスベストを含む土壌の撤去について伺います。

1 問目です。

バイパス工事のためにオリベストの土地を買収する契約時には、アスベストを含む土壌のことは分かっていなかったのかどうか伺いたかったのですが、昨日の橋議員の質問で、アスベストを含んだ土壌があるのではないかと分かっていたということが分かりました。しかし、契約時、この企業とアスベストが出てきたらどうするといったような責任を問うこと等を盛り込んだ契約は結んでいないということでした。

一般市民の目線で見ると、アスベストのことは分かっていたのにもかかわらず、撤去の工事には税金を使わなければなりませんし、工期も1年近く延びるということに納得のいかない思いがあります。その契約には問題がなかったとお考えでしょうか、伺います。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、山崎議員のご質問にお答えいたします。

当該土地を所有する企業ですけれども、これは平成3年以降アスベストの埋設処理をされておらず、これは平成16年に労働安全衛生法施行令の改正によりまして、アスベストの製造が禁止される以前でございましたので、これは適法であったということです。

その状態の中で、アスベスト処理につきましては道路を整備する国土交通省が高架構造の工事を実施するということですので、その工事を実施する事業者が適切に対応するというものでございます。その上で、あの土地を取得するという中では問題はなかったというふうに考えております。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 法改正の以前であった、契約時が法改正の以前であったということと、それから工法も当時とは違っていたということで問題はなかったということで、了解いたしました。

次、2問目。確認されたアスベストを含む土はどのくらいの量でしょうか。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それではお答えいたします。

国土交通省が道路工事により改変される範囲でアスベストを含む土壌調査、これは令和5年度当初から実施されておりまして、現在アスベストを含む土の撤去、搬出作業中でご

ございます。その量については現在確認中というふうに聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。現在のところはまだ分からないということですね。

3問目行きます。

アスベストはどのような種類で、危険性の程度はどのくらいのものであるか伺います。飛散性は少ないということですが、どうでしょうか。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

当該土地に埋設されているアスベストですけども、これはクリソタイルという種類に属しております。これは作業場所を隔離する必要がなく、散水などの湿式作業によって撤去は可能な非飛散性の部類に入るところです。

このレベル3というランクなんですけども、これは飛散性である種類ではございませんので、適切な処理をするというところで対応が可能だということなんです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 飛散性ではなく、散水などの処理でも撤去が可能だということをお伺いしました。

4問目行きます。

国県事業室は、いつ頃からこの当該企業の周辺地域の住民の皆様には説明をされたか。また、住民の皆様からどのようなご意見があったか伺います。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

アスベストの処理につきましては、これは旧野洲町の頃から、最近であります七間場自治会などにつきましては継続的に地元説明を行っております。また、8月の全員協議会においても状況を説明させていただいたところです。

なお、七間場自治会には7月の後半から、あと関係する野洲学区と三上学区の自治会連合会には9月の前半までに説明を行っております。その際には、国土交通省からより安全な撤去方法を提案していただいているということですので、住民の方々から特に反対意見

もございませんでした。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。七間場自治会、それから野洲学区、三上学区の自治会には説明をしていただいたということでお聞きしました。

5問目行きます。

アスベストを含む土壌の撤去までの工程と、アスベスト撤去の完了予定はいつになるか伺います。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、工程につきましては、アスベストの処理期間ですけれども、これは令和5年9月からアスベストの処理と運搬が実施されているというような状況になっております。約1年間を予定しているということでしたけれども、現場のほうでもアスベストの量も確認しながら進めておりますので、そこにつきましては工程も精査しながら実施しているというようなところになっております。

埋設されているアスベストですけれども、先ほどクリソタイルという非飛散性、飛散しないというものではありませんけれども、近隣住民の不安等を考慮しまして、閉鎖されたテントの中でアスベストを含む土壌を撤去して、良質土に置き換えるというそういう安全に配慮した工事を実施しております。

また、掘削したアスベストを含む土壌ですけれども、これは道路事業用地であったり、隣接する敷地の建屋であったり仮テント内に二層構造の大型土のうに袋詰めをしまして、一時仮置き後に最終処分場にまとめて搬出されるというような工程で進められております。

テントの内外におきましては、作業中の気中濃度測定を行っておりまして、現在のところアスベストの飛散は確認されていないというような状況でございます。

引き続きアスベスト処理が安全で確実な工事を実施するように、国土交通省には伝えてまいります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。非飛散性であるけれども、テントを建てて、安全性を考慮した上で工事を進めていただいているということですね。

近隣の方が、あのテントは何やろうと、大きなのが橋脚の下にいくつも建っているんです。それを何かというのを不安がっていらっしゃる方もおられたんですけども、それ用の、撤去用のテントということでそういうことですね。分かりました。

県道野洲甲西線の希望が丘口から御上神社前の信号、それからその先の野洲川大橋までの朝夕の渋滞はひどく、8号バイパスが開通すれば解消するのではないかとということで、バイパスの完成を待ち続けております。数十年来の念願で、オリベストの移転により、いよいよ工事が進むものと思っていた矢先のことで、市民の皆さんも落胆しておられます。

6問目行きます。

バイパス工事完了予定は、令和7年秋でしたが、工事完了の予定はどうなっていくのか伺います。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

先般、11月の全員協議会においてもご報告させていただきましたけれども、野洲栗東バイパスの今後の事業進捗につきましては、令和7年秋全線開通は遅延するものの、工事工程を精査し、できる限り早期に開通できるように検討するというを国土交通省のほうに確認しているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） できる限り完成を急いでいただきたいなと思っております。

7問目に行きます。

今後も工事の進捗について、住民の方に丁寧な説明をお願いしたいんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本 剛君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

本市としましては、今後も工事進捗などについては丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。地域住民の方々は、安全に工事を進めていただくということを非常に憂慮されておりますので、そういうところはしっかりと情報を国土交通省からもいただきながら、その情報が入れば、即座に地元住民と市議会のほうにもご報告させていただきたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。丁寧なご説明をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（山本 剛君） 次に、通告第11号、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。野洲市の将来を見据え、また現在の課題を直視しながら、2件にわたっての一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年10月10日から12日にわたって行われましたJIAMでの研修「人口減少社会における議会の役割」という研修に参加し、重要な視点、発想などを学んでまいりました。

1件目は、日本全体の国家的重要課題である人口減少問題や、その影響で出てくる諸問題等を軸に、最重要と思われる課題と対応について、市長及び執行部の考え、認識を問うてまいります。

まず、前提として千葉大学大学院倉阪教授の研究室で作られた「未来カルテ2050」に掲載されている人口ピラミッド、これは野洲市のものです。スライドのほうお願いいたします。上の図、今、千葉大学大学院のと申しあげましたのが下のほうの図でございます。これは野洲市の予想図、そして上のほうが国勢調査等を基にGDフリーク社が作成された2040年の人口ピラミッド図、これは全国の予想です。ちょっと大きくします。

2040年、2050年に共通するのは、高齢者人口の増加と、それを支える現役世代の減少という2つの問題です。ご覧いただくと分かるようにこまのような形になっておりまして、上のほうが出っ張っていて、下に行くほどスマートになっているといえますか、すぼっていったる状況があります。

現在2040年問題、あるいは「静かなる有事」と指摘され、警鐘を鳴らされています。団塊ジュニア世代が65歳以上になり、高齢者人口がピークを迎え、1人の高齢者を1.5人の現役世代が支えねばならないとされています。将来の重い課題を想定し、バックキャストにより、今何をすべきかを問うてまいります。

1問目、まず現役世代の急減をどう緩和するかについて伺います。

合計特殊出生率が2を割ったのは1975年、前年の2.05から1.91への上落で、出生数は190万人でした。約50年経過した昨年の出生率は1.26、出生数は約77

万人でした。政府でも様々な対策を実行されておりますが、巨大な波を短期的な取り組みで抑え込むのは現実的でないと思われまます。

武庫川女子大の金崎教授は、もっと長期、2040年を超えるようなスパンで考えるべきと指摘され、また、「毎年最初の講義で『将来は明るいと思うか暗いと思うか。』と聞くと、8割の学生が『暗い。』と回答する。」と、若者が将来の日本の状況を悲観している事実を示されました。

また、先日吉本興業の元会長大崎洋氏も、日本の若者たちは今、先の見えない不安を抱えている、これは大人の責任と、新聞紙上で同様の指摘をされておりました。

少子化の原因は数多く、因果関係は複雑と思われまますが、若者の将来への悲観が、結婚や子どもを持つことへのちゅうちょにつながっていることも大きな要因と指摘されています。

これらは、国が全力で取り組むべき全国的な課題であり、本年6月の第4回定例会においては、国民誰もが結婚、妊娠、出産、子育てに対しての不安を解消し、将来に対しての希望が持てるような施策を求める趣旨の意見書が2本提出され、いずれも全会一致で可決し、内閣総理大臣はじめ関係機関に提出しているところでございます。

一方で、野洲市も当事者であり、傍観しているわけにはまいりません。若者の将来への不安が結婚、そして出産を諦める要因の1つであることから、国や県と協調しつつ、将来も明るい希望を持てる市の展望を示すことや、活力あるまちづくりなどと併せ、野洲ならやれるというまちの力を強くすること、あるいは教育の充実をはじめとした子育て環境の向上など、明確なコンセプトを持った総合的な取り組みが重要になると考えまます。市長の見解を求めまます。

○議長（山本 剛君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 東郷議員の減少する現役世代をどうするかについてのご質問にお答えをいたしまます。

議員ご指摘のとおり、国全体として人口減少、高齢化が加速しており、これにより人口構造が大きく変化し、社会を支える働き手となる年代が減少していまます。これに伴い、労働力不足による地域経済の悪化や、税収等の減少による行政サービスの縮小、商業施設等の撤退による利便性の低下等、地域の将来に影響を与えることが懸念されまます。

そのため、第2次野洲市総合計画に掲げた基本計画の目指す姿や施策に基づき、子どもを産み育てやすい環境づくり、住みたい・住み続けたいと思える環境づくりを進めまます。

具体的には、少子化対策及び本市への定住促進を図る結婚新生活支援事業の実施、不妊治療費の補助拡充や、子どもの医療費助成制度の拡大、待機児童ゼロを目指す保育施設の整備、いじめや不登校への対応といった事業に取り組んでまいります。もちろん、これら以外にも様々な機会を通じて調査や議論を重ね、市民ニーズを踏まえた効果的な施策を検討し、事業化していきたいと考えております。

議員の質問の中でも申されましたが、本年6月の第4回定例会で可決された意見書にもございました国民誰もが結婚、妊娠、出産、子育てに対しての不安を解消することを踏まえて、今後も国や県と協調しながら様々な取り組みを推進することで、まちの魅力を高め、野洲市に住めば将来を悲観することなく、安心して結婚でき、出産できると期待する現役世代に数多く転入いただき、人口減少の抑制とバランスの取れた年齢構成を実現するなど、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 若者のマインド、悲観している将来への不安等を切り替えるには、トップの強い意志やビジョンとともに、市民の方や事業者の方、あるいは職員の皆さん、議員等々との議論を活発にすることや、また、この施策を実施していくということも当然非常に重要ではありますが、それを発信すること、伝わっていくことも大事かと思っておりますので、またそういう部分も含めて強化していただくようお願いしたいと思います。

2問目の質問をいたします。

いやが応でも社会福祉費は増大をしてまいります。今日の午前中の小菅議員への質問の中で、介護保険料が給付費の上昇で保険料が上がっていくというような指摘等もございました。また、県内で医療費が高いというふうなご指摘もあったとおりでございます。それらを急減する現役世代で支えるのは無理があり、今からどう対応するか真剣に考え、手だてを打たねばなりません。

その1つに、元気な高齢者を増やすことがあり、ポイントになると考えています。

具体策として、去る9月から11月にかけて実証実験を行われた介護施設の共同送迎及び高齢者移動支援の取り組みは、人材不足を抱える介護施設の負担を軽減し、そのサービスを健全に維持すること、また高齢者の生活の質を高め、生き生きとした生活を送ってもらうという点で特筆すべきものがあったと思います。

一方で、実験により明らかになった課題も多く、サービス事業の実現に向け、乗り越え

るべき壁も明らかになってきたと思います。

市として、同サービスへの期待や、今般明らかになった主な課題と今後について、現段階の認識について伺います。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、東郷議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業は、運営団体を一般社団法人やす地域共生社会推進協会に決定し、9月から11月の2か月間の日曜日を除く朝夕のデイサービスの送迎を、施設からお借りした車両4台で試行したところです。また、送迎しない昼間の遊休車両となる時間帯に、高齢者の移動支援と買物付添い支援をセットにした買物ツアーという形で、買物に支援が必要な高齢者を募って4回試行を行いまして、総合事業対象者から要介護1までの33名の方に参加をいただきました。

実証実験が11月11日に終了したばかりで、現在協力いただいた通所介護施設のアンケート調査結果を取りまとめているところですが、介護職員の送迎を業務から切り離したことで、介護職員に時間ができて、掃除とか後片づけの時間が取れるようになったとか、早出、残業が減ったなどのお声をいただいているところです。

また、買物ツアーについても参加者からも好評でして、ゆっくり買物ができて、自分で品物を選んでうれしいとか、いっぱい買物をして荷物が重くなっても、自宅まで送ってもらえるので助かるといった声がございました。

課題といたしましては、担い手であるドライバーの養成ということです。

今回の実証実験に期間限定でご協力いただいたほとんどの方につきましては、別の仕事を兼務しつつ、隙間時間での協力であったため、運営団体からは送迎のドライバーシフトをつくるのにかなり苦慮をしたというふうに聞いております。

事業の安定的な継続には、ドライバーの確保が一番の課題ではないかというふうに考えております。

そしてまた、安心して利用いただけるように送迎時の軽介助や、認知症の方への対応についてもスキルアップが必要ではないかというふうに考えております。

今後は、ドライバーの養成については引き続き国土交通大臣認定ドライバー研修を開催し、広く受講を呼びかけるとともに、運営団体と連携しながら、今回の実証実験で出てきた課題を解決し、運営団体が共同送迎を事業化できることを目指し、引き続き立ち上げ支

援を継続していきたいというふうに考えております。

また、高齢者の移動を含めた買物支援につきましては、介護保険の要支援者等が利用できる介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体のサービスとして継続できるよう、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今何といたしますか、状況と課題、それぞれ述べていただきました。私も、その中に飛び込んで現場を見させていただいた認識と結構共通しているかなと思います。

その上で、少し再質問をさせていただきます。

先日、医療法人悠翔会、これは在宅医療を担われている8,000人ほどの患者さんを抱えておられるところですが、その佐々木理事長、お医者さんですが、のオンライン講義を受講いたしました。その中で、健康寿命を短くする最大のリスク要因は社会とのつながりであるとの指摘や、また高齢者の8割は働きたいという希望を持っている一方で、7割の方が社会参加できていないというような現状分析も紹介をされておりました。

今のこの社会とのつながりという点では、介護施設というのは非常に重要な役割を担われており、今後その重要性がさらに増すのではないかと考えていますが、一方で、現実には人手不足というのが大きな課題になっているかと思っています。

そうした意味で、この共同送迎というのは非常に期待されているところで、私もその現場に入った中で、どちらかという共同送迎への評価は施設さんのほうで非常に期待感が強く、高齢者ご自身の評価は移動支援、先ほどの買物支援のほうで評価が高かったのではないかなと思っています。

いずれにしても、この共同送迎、あるいは買物支援、これは冒頭申し上げた元気な高齢者を増やしていくという面で非常に重要になるというふうに考えております。野洲市にとっても、また野洲市内の市民の方にとっても非常に有効なものであるがゆえに、先ほどおっしゃいましたこの課題、ドライバーの確保というのは、かなりやはり周知といいますか宣伝といいますか、募集を広げるということでは投入が必要になると思いますし、その養成も同様かと思っています。市として、申し上げましたように市としての利益、メリット等もある、また市民にとっても利益のあることであるかと思っていますので、一層募集なり養成なりの事業に対して積極的に支援をいただくことが、ひいては野洲市の将来を明るくする

ことにもつながると思いますが、改めて見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 先ほど答弁の中でも申しましたように、ドライバーの確保ということが非常に重要になってくるかと思えます。今回は実証実験ということで2か月間の限定でしたけれども、これを恒常的に続けていこうとすると、相当数のドライバーの方に登録をいただく必要が出てこようかと思えますので、その確保については、運営団体と協議をしながら、連携して引き続き支援をしながら確保していけるように努めていきたいというふうに考えておりますし、おっしゃいましたように、社会参加することで健康寿命が延びて、それが元気な高齢者が増えることで、介護給付費の抑制ですとか保険料の抑制にもつながってくるかというふうにも考えておりますので、移動支援モデルは外出の支援の必要な方への事業として検討していきますけれども、そういった外出支援に限らず、地域の百歳体操ですとかふれあいサロンなどの取り組みもさらに進めて、元気な高齢者の方が増えていくようにという施策も引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 先ほど山崎議員が質問された障がい者の方へのタクシーの利用券等も趣旨的には同じようなことかと思えます。ですので、1つだけではなしに、いろんな施策が当然必要かと思えますが、いずれも何を目標しているかを明確にしつつ、積極的にお取り組みのほう、お願いしたいと思えます。

3問目の質問をいたします。

次に、医療分野での取り組みから伺います。

医療分野でも年々費用は増加しています。先ほども野洲市の医療費が県内2位ということと言及があったところでございますが、一方で、それらは重要な費用であり、軽々に削減できるものではございません。例えば滋賀医大との共同研究では、骨折という大けがを繰り返すことで著しく低下するであろう患者の生活の質を、できるだけ保つという第一義的目的とともに、入退院を繰り返すことを減少させることによる医療費の低減という副次的な効果も期待できると考えております。2040年や2050年、さらにその先まで見通して、深刻な「静かなる有事」を真剣に考えたとき、こうした市民にとっても、市にとっても有益な取り組みを今全力で進めるべきと考えます。

このような考えに立ち、現在検討されている案件はあるのか、今後の方向も含め、お伺

いたします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

介護保険新規申請者の原因疾患の上位は、認知症、整形疾患、骨折が占めております。

これまでも介護予防事業として運動、栄養、口腔、社会参加への取り組みの推進をまいりました。来年度はその取り組みをさらに充実させるために、短期集中通所型サービスC事業を拡充する方向で検討を進めているところです。

このサービスにつきましては、リハビリ専門職が動機づけ面談や運動の指導等を3か月間集中的に実施し、終了後の身体活動や社会参加を促進し、生活機能の向上を目指すものです。

また、滋賀医科大学との共同研究を庁内関係課が連携して進めることで、整形疾患分野の医療と地域の有機的なつながりができ、整形疾患の未然防止や重症化予防、また生活機能等の向上を生み出すことを期待しているところです。

今後も健康寿命の延伸に向けた取り組みを進め、いつまでも自分らしい生活ができる元気な高齢者を増やし、まちの元気につなげていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 専門職による集中的な取り組みなど、効果的な内容を紹介いただいたと思いますが、少し高齢者の対象に絞られていたような感があります。私の課題認識としては、高齢者の方へのアプローチも当然大事なんですけれども、これから高齢者になる方、つまり若年層からの取り組みも重要ではないかと思っておりますので、その観点で再質問をさせていただきます。

特定健診は、今申し上げたような内容、市民の健康を守ることと医療費の低減の両方を目指すというものではないかと思えます。また、1問目で例示をしました滋賀医大との共同研究も、長期的な視野で考えた場合に、市民の健康と医療費の抑制という両方を狙う側面もあるのではないかと思います。

市立化以降、野洲病院におかれては、この予防的な取り組みもかなり力を入れてこられているというふうに認識をしております。そういうことから、その健診の分野や、あるいは野洲病院でのこの予防的なものも含めて、申し上げております市民のためになり、かつ

市の医療費の抑制につながる取り組みの現状と課題、今後の展望等について、それぞれ健康福祉部長と病院事業管理者お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再質問にお答えいたします。

国民健康保険における特定健診につきましては、議員ご指摘のとおり、高齢になってから例えば生活習慣病を発症したり、あるいは重症化してから対応するのではなくて、その前に健診を行うことによって生活習慣病の予備軍の方、あるいは重症化するおそれのある方を見つけ出して保健指導へつなげていくといった取り組みになっております。

課題なんですけれども、野洲市は特定健診の受診率、県下でも結構高いほうではあるんですが、年齢別に見ると、やはり現役世代の方の受診率がやっぱり極端に低いというのがありますし、また生活習慣病の予備軍に診断をされたとしても、なかなか保健指導、あるいは医療へつなげていくことが難しいといったことが挙げられます。

また、保険年金課だけではないんですけど、健康推進課ではほほえみやす健康21プランに基づいているような取り組みをしています。その中では、母子保健事業であるとか成人健診事業であるとか、子どもから高齢者にかけて、常に健康の保持増進につながるような取り組みをさせていただいておりまして、これが結果として将来の医療費の削減へつながっていくのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

○議長（山本 剛君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 市立野洲病院の立場で東郷議員の再質問にお答えをしたいと思います。

現在、医療は治療から当然予防のほうに重点を置くというのは当然なことで、ますます高齢化を含めて、早期からの予防が大事なわけです。

現在、市立野洲病院で行っているものとしては健診事業があります。当然健診で早期の生活習慣病を見つけて、生活指導あるいは治療に続けるということですがけれども、野洲病院の場合には、すぐに診療につながる、特に健診を受けた後の受診がうまくつながらない患者さん、住民の方もおられるので、野洲病院の場合にはその連携がうまくいくように、あるいは現在受診された健診患者さんのデータベースをつくって、きちっと受診されているかどうかのフォローアップをするような体制も現在検討しております。

また、東郷議員もお話があった滋賀医大との共同研究の中で、野洲病院で考えているの

は骨粗鬆症の健診というのを新たに、現在もできるんですけれども、住民の方に受けていただいて、早期から骨粗鬆症の予備軍であったり、既に発症している方に関しては治療につなげる必要がありますし、予備軍に関しても、早くその生活介入を含めた対策が必要であらうと思います。

また、共同研究講座ができれば、市民向けの健康講座的なことができると思います。例えば骨粗鬆症で言えば、若年の女性のやせの方というのは非常にハイリスクの方になります。そういう方に対して、市と協力しながら、例えば妊婦健診における啓発活動であるとか等々のことが考えられると思います。

また、現在新病院の整備が順調に進んでおりますけれども、ちょうど立地が総合体育館と隣接するわけですから、スポーツ振興と健康という意味の、そういうふうな新たな取り組みも市立病院としてできるんじゃないかということで、現在いろいろ検討している現状であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） いろいろご紹介をいただきました。

前川管理者に再々質問をいたしたいと思います。

先ほど紹介しました佐々木医師の講演の中で非常に印象に残りましたのが、多剤服用の問題です。ポリファーマシーとも言われます。

薬には必ず副作用があり、5剤以上の服用で転倒リスクが優位に高まる。6剤以上で薬物有害事象の頻度が優位に高まるとの研究結果を聞きました。ちなみに、私の母にも「どんだけ飲んでいるの。」と聞いたら、「8剤。」ということでありましたけれども、これは当然ながら、素人の私が「そんなようけ飲んだらあかんから、これやめとけ。」と言うわけにはいかないわけでありまして、そういう意味で、市民の健康を守るためにも、当然薬をたくさん処方すれば薬剤費は増えていくわけでありますから、その財政的な面でも非常に優位、よい取り組みになるのではないかと思います。なかなか難しい課題もあるというふうなことは仄聞しておりますが、この多剤服用についての見解をお願いいたします。

○議長（山本 剛君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの東郷議員の再々質問について、ポリファーマシーの弊害についてのご指摘ですけれども、東郷議員がおっしゃったように、特に高齢者において多剤服用が問題になります。特に睡眠薬であったり、あるいは抗神経薬、そう

いうものがリスクの高い薬剤として指摘されておりますし、老年医学会では「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン」というものも策定されております。

東郷議員が言われたように、医科が、医者が薬をたくさん出せばもうかるから出しているという認識は、例えば私ども野洲病院では90%以上が院外処方です。薬を出してももうからない。逆に処方箋で処方薬が多くなると処方点数が下がって、収入が下がるんです。たくさん出せば下がるというふうな国の制度になっておるので、多剤になっているのは、どちらかという患者さん側がこういう症状があって、こういう薬が欲しいという要求が多いということが実は問題になっております。

ですから、当然それを薬の副作用のことを言って、患者さんを説得することも私どもの仕事になりますし、特に現在かかりつけ薬局制度というのがあって、いろんな医院にかかれても、お薬を1つの調剤薬局で頂くと、その薬剤師さんがどのような薬を患者さんが飲んでおられるか分かるということで、危険な薬の組合せであったり、あるいはオーバードーズということが見つけていただけるということで、私ども病院と薬局、そして開業医の先生方との連携を進めて、患者さんにより安全な薬物療法ができるようにということ而努力している現状でありますけれども、東郷議員おっしゃったように、私どももなるべく、当然症状はあるんだけど、患者さんには我慢いただいて、一番必要である薬をうまくどのように使うか、安全に使うかということを中心に診察しているというのが私どもの考えであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 患者さんへのいわゆる健康指導のようなこと、あるいは薬剤師の方々や地域の医師会の先生になるかと思いますが、連携も含めて、今後も取り組んでいただきたいと思っております。

4点目の質問に参ります。

いじめに対する大人の覚悟、本気の姿勢が問われていると感じております。様々な事情、背景があっても、絶対許さない、許されないという強い普遍の姿勢を示せるかどうか、子どもたちのためにも、あるいは野洲の将来のためにも避けて通れない道と考えております。

先般のJ I A Mの研修では、寝屋川市の広瀬市長がこれについて非常にインパクトのある言及をされておりました。国も注目する大胆で「許さない」という決意が伝わる内容です。時間の都合上、添付資料をご覧くださいと思います。

いじめ事案が続く本市にとっても非常に参考になる施策であり、こうした明確な意思表示が必要ではないかと考えております。市長の見解を求めます。

○議長（山本 剛君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 4点目のご質問にお答えいたします。

本市では、学校や教育委員会を中心に、いじめ問題は命に関わる人権問題であると捉え、対応いたしております。また、その対応強化策として、今年度から新たに教育委員会にスクールロイヤーと学校支援員を配置いたしました。さらに、東郷議員も参加されたとお聞きいたしておりますが、滋賀弁護士会によるいじめ防止授業で、子どもたちは命、人権、法律の3つの観点からいじめについて学んでおります。私も、先日中学校での授業を参観させていただきましたが、子どもたちが真剣に弁護士の話をしているのが印象的でした。

学校や教育委員会はもとより、私自身もいじめ問題に対して、いじめは絶対に許さない、許されないという強い姿勢で取り組んできました。今後もあらゆる機会を通じて、いじめを絶対許さないという決意を持って取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 市長言及いただいた弁護士の先生による授業、おっしゃったように私も見学させていただいて、弁護士の先生というと何か難しい話をされるのかなと思いきや、非常に分かりやすい授業で、市長おっしゃいましたように、子どもたちが真剣に、かつ結構積極的に挙手をして意見を述べていたのが印象に残りました。

そして、いじめられる側にも何か原因があるよねというのは、よく大人社会でもともしれば言われたりすることがありますが、それが間違っているということを非常に的確に教えてくださったのが印象に残りました。

5問目の質問に参ります。

いじめ問題への対処、大人の覚悟について、教育長に一步踏み込んで伺います。

先日、他の用件で教育長を訪ねた際に、「根源、長期、多様」と題した教育長だより23号を頂き、その中で大変興味深い示唆がありました。

その1つが、ライフウェーブチャートです。広島県の高校の先生たちが視察に訪れたアメリカの学校で、先生が学ぶことを楽しくしてくれるとの生徒の言葉に衝撃を受け、試行錯誤の上に作られたもので、高校に入るまでの人生を振り返り、よかったこと、悪かった

ことをチャートに記し、隣の子と見せ合うことで、自分だけとっていたことが友達も皆しんどさを抱えながら生きてきたを発見するなどという内容が書かれていました。市長に問うた大人の本気という内容に加えて、子どもたちの相互の理解とつながりというのも非常に重要な視点であり、何らかの形でこの両方を並行して取り組むことが必要と考えております。教育長の見解を求めます。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） まずは、いじめは絶対許してはならないという大人の覚悟はもちろん一番大事だというふうに考えています。

その上で、5点目のご質問にお答えしたいと思います。

先日、12月4日に中学校で起こったいじめ重大事態の調査報告書を公表いたしました。その中に、未然防止のための提言がありまして、子どもたちが互いの関わりの中で、自分の気持ちを表現することを体験的に学ぶ必要があるというふうなご示唆を、提言をいただきました。

コロナ禍で、学校行事や体験活動、グループ活動に多くの制限がかかりました。しかし、学校現場に日常が戻りつつある今、もう一度子どもたちの対話や関わりを通して絆づくりの取り組みを充実させていきたいと考えています。

まずは仲間づくりでございます。グループ活動や話し合い活動などを通して、子どもたちが互いの長所や短所を認め合い、本音でつながり、助け合える集団をつくっていくことが大切だと考えています。これは広島の取り組みとよく似ているのかなというふうに思っています。

また、先日、12月4日の市の校長研修会でも管理職から、学級担任への仲間づくりの具体的な支援策について指示もいたしました。まずは担任の先生に、子どもと子どもをつなぐそういう仲間づくりの力を発揮してもらい、そのことが一番大事だというふうに考えていたからでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 非常に大事なことをおっしゃっていただいたと思います。

今お答えいただいた中で、気持ちを表現する、関わりの中で自分の気持ちを表現するというふうな言及がありました。

一方で、最近の子どもたちという表現は何かあまり使いたくない表現なんですけれども、

コミュニケーションが苦手という傾向が若干あるのではないかなと思います。ネット等では非常に極端な意見、また決めつけの意見が多数散見され、その中に浸ってしまっている子どもたちというふうに見ると、少し心配な面があります。こうしたことへの対応、ネット空間とかだけではなしに、もっと現場のリアルの何といいますか、人間関係との面をどう重視し、コミュニケーション力をどう育てていくかについてお聞きいたしたいと思います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 再質問にお答えしたいと思います。

かつては、かつてといいますか、今から20年ぐらい前の話ですけども、例えば野洲中学校で4月に入学した子どもたちは、ホームルーム合宿という形で、希望が丘で1泊2日で泊まって、その夜にお互いにどんなしんどさを持つとるんや、どんなことを楽しいと考えて、どんなことをつらいと思っているんやという、グループで話し合ったりするようなそういうのを持っていました。これは野洲中学校だけじゃなくて、宿泊はしないまでも、日常の学活とかいろんな中で、そういうことを交流し合うということが多くの学校で取り組まれていたんですけども、学習指導要領の改定の中で、授業時数を確保と、それから増えたこと、それから授業内容が大きく膨らんだことによって、そういう活動がどんどん削られていきました。それと、一方で携帯とかゲームの普及によって、子どもたちは今お話しのように、最近の子どもたちは単語とか、短い文書でのやり取りしかできない、そんな中で、子どもたちは自分の気持ちを言葉にするということは非常に苦手になりました。それから、本音を言うと周りから笑われるというこんな世の中になってしまったかなというふうに思っています。

そこを強力に打ち破っていくのは、「みんな仲間」という発想では難しいと思います。誰でも苦手な人がいますので、たった1人でいいから、つながれる仲間をつくっていくということを各クラスでやっていく、地道ですが、気持ちを、この子には自分の思いをちゃんと分かってもらえるんやということをつないでいく、そういう裏方の作業を担当がやっていくことによって、人間関係をつないでいくということが今こそ言われているのではないかなというふうに思っています。

そんなんもありまして、この間の校長会ではそういうことをもっと力を入れてほしいというふうに述べています。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 深掘りをさせていただきたいテーマではありますが、時間の都合上、次の質問に移ります。

前問と同じく、教育長だより23号から、学力の二極化への対応について問います。

先日、インターネットである高校の先生の声を取り上げた記事を見ました。その高校の生徒は、知的好奇心が全くなく、求めているのは今瞬間に笑えるということだけで、学びに対して全く無気力、無関心というような嘆きの声でございました。

先ほど引用した、「先生が学ぶことを楽しくしてくれる」は、そういう観点でも非常に重要な言葉だと思います。二極化の両端にいる子どもたちにとって、今の授業は学ぶことが楽しくない状況、つまり一方は分かり切っていることでつまらない、もう一方は全く分からなくてつまらないです。

全く分からない児童生徒への対応でやるべきことの1つは、つまずかせないこと、また、つまずきがあるなら取り除いてあげること、そしてもう一つは、より根源的な学ぶ楽しさを体験してもらうことと考えております。特に後者は非常に難しいと認識しますが、挑戦し続ける必要があると思います。教育長の見解を求めます。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、お答えの前に、今先ほど申し上げましたいじめ専門委員会の調査報告書、12月4日公表というふうに申し上げました。ちょっと失礼しました。間違っていました。11月22日でございました。12月4日は校長会を開いた日でございますので、訂正いたしたいと思います。

それでは、6点目のご質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、授業で子どもたちが学ぶ楽しさを体験することは本当に重要なことだというふうに思っています。そして、そのためには、まず仲間づくりが土台となるというふうに考えています。仲間とともに疑問や意見を交流して、分かる喜びを共有していくことこそが、学ぶ意欲の向上や楽しさにつながっていくと考えています。

今議員お話しのように、残念なことです。教職員の中には旧来の講義形式の一斉授業という学習スタイルから脱却できない方も何人かおられます。そうした知識詰め込み型の授業では、特に学力、今先ほどお話しのように、学力がしんどい子にとったら、わからないから楽しくない。それから、一方で学力の高い子については、もう分かり切っていることやからつまらないというふうになってしまいます。

こうした課題を克服するために、各学校とも校内授業研究会というのを何度も持っています。そして、2人でのペア学習、それから4、5人のグループ学習、こういう中で、仲間と協力して1つの課題を話し合いの中で解決していく手段を見つけていくという、こういう授業のやり方を考えています。簡単に言いますと、雨が降ったらどうして学校へ行くかと、こういうようなことですね、普通、言うたら傘を差して行くというのが1つのありきたりの答えだと思うんですけども、中には家の人に送ってもらうということも1つの答えだと思いますし、それから学校の近くの子やったら、少々の雨やったら傘も何も持たんと走っていくとか、いろんな意見があると思いますね。こういうのはグループ学習の中でしか出てこないんです。ああ、そういう考えもあるんかということに、これは学力の高い子もすごい気づくんですね。一個のいい子ちゃんの答えじゃなくて、そういう多様な答えが、世の中のいろんな課題はみんな多様な答えの中で、1つの答えというのはいないんですけども、そういうことをその中で学んでいきます。そういう学びを目指す学習を今一番目指しているところでございます。時間はかかりますけども、こういう学習、それからそういうのを仕組む研究会を各学校でやることを続けることで、子どもたちは学ぶことが楽しい、もっと勉強したいという思いを持てるようになって、それが最終的に学力向上につながっていくものであるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） やはり世の中の仕組みであったり、あるいは科学的なことであったり、ああ、そういうことやったのかという分かったときの喜びが感じられたり、またいろんなディスカッション等を通じて気づきがあったりというふうなことに、今後も取り組んでいただければというふうに思います。

2件目の質問に参ります。「明るいまちづくりにむけて」をお聞きいたします。

都市計画税の課税が昨年、令和4年度から始まり、現在2年目になっております。全国多くの自治体で導入され、名前のおり、都市計画や土地区画整理事業、少し砕いて言えばまちづくりに活用される目的税でございます。自治体の根幹をなす事業の1つである都市計画にとり重要な財源であり、今後は計画的に将来を見据えたまちづくりに取り組み、成果を上げていかねばなりません。

一方で、この税の課税対象となる資産が、市街化区域内の土地家屋と市街化調整区域内の地区計画区域内の土地家屋であるため、市民の中に不公平感があることも事実です。

そこで伺います。

まず、市長の都市計画税そのものに対する認識、そして都市計画税を活用した今後の野洲市のまちづくりについての展望を伺います。

○議長（山本 剛君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 東郷議員の、明るいまちづくりにむけての1点目のご質問、都市計画税そのものに対する認識、都市計画税を活用した今後の野洲市のまちづくりについての展望についてのご質問にお答えをいたします。

都市計画税は、本市の大きな課題であります市街化区域の計画的な拡大といった土地利用の推進、幹線道路の整備、治水・排水対策などの都市基盤整備事業を進めるために必要となる大変重要な財源であると認識いたしております。今後の人口減少社会の到来を見据え、都市計画税を活用して都市基盤整備事業を一層推進することで、定住促進にも資する持続可能で展望のあるまちづくりを実現したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 次に、都市計画税の目的や意義、市としての考え方を伺います。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 東郷議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど市長のほうからご答弁いただきました大要についてでございますけれども、都市計画税につきましては、地方税法第702条に規定されているとおりでございます。都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税でございます。

先ほど市長のほうからご答弁させていただきましたように、市街化区域の計画的な拡大でありますとか防災機能の強化を図っていくために、都市基盤整備には必要不可欠でありまして、そのための財源といたしまして都市計画税は重要であり、本市の財政構造の健全化に貢献する意義ある税金であると考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 市街化区域の拡大というのは、もう本市の長年にわたる課題と思います。しっかりこの都市計画税の目的意義を明確にしつつ、取り組んでいただきたいと思います。

3 問目です。

そのような中で、先般市街化区域にある、ある自治会の元自治会長さんから、「都市計画税を負担しているのだから、その区域内の自治会に対して防犯灯の電気代を免除するなど配慮を。」というようなことを強く訴えられました。

冒頭申し上げたとおり、ある区域だけ課税対象という制度であるため、もっともな市民からのご意見だと思いました。

防犯灯という観点からのみ判断すると、市としての公平性に欠けるということになりますが、都市計画税がそもそも全市の土地家屋を対象としてないわけですから、課税地域への一定の配慮があってもよいのではないのでしょうか。見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 東郷議員の3点目のご質問でございます。

都市計画税につきましては、道路整備や排水対策など都市基盤整備によりまして、市街化区域の土地や家屋の利用価値が向上いたしますし、その所有者の方の利益が増大することが認められるという受益関係に着目をいたしまして、原則として市街化区域の土地及び家屋の所有者に対し課税される税金でございます。その制度趣旨は、応益負担とされているものでございます。

このように、都市計画税は目的税でありますので、その制度趣旨は応益負担でありますことから、税負担を理由に防犯灯の電気代を免除するといったことについては、目的外の用途による受益となりますので、制度趣旨には反することになりますので、困難であると考えておるところでございます。

ただ、議員がおっしゃいますように、課税地域への一定の配慮につきましては、都市計画税制度を適正に運用する中で対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今答弁にありました応益負担ということは、客観的な立場で見ている者からすると分かる理屈であるんですけども、一方で主観的といいますか、該当の市民の方からは、なかなかその応益であるというのが感じにくいというのが正直なところではないかなと思います。

都市計画税の目的外というのはごもっともであると思うんですけども、一方で、先ほ

どから申し上げているように応益負担が感じにくいという、応益という部分が感じにくいという部分も含めて、総合的な判断で、防犯灯に限ったことではないとは思いますが、一定やはりご負担いただいている方々にご理解いただけるような一定の配慮といえますか、あるいはその応益の部分の説明でありますとか必要だと思いますが、ご見解をお願いいたします。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） これは、東郷議員ご質問いただいている趣旨は十分ご理解いただいた上でのご質問かと思っておりますので、繰り返しになる部分がございますけれども、そもそも都市計画区域が決定をされました昭和40年代から今回の都市計画税の導入に至りますまでの間、本来ですと様々な都市計画事業を展開してきた中で、一般財源で対応してきたというような経過がございます。これまでの対応については十分そういったメリットの部分、応益の部分は享受していただいた上で、現在の市街化区域が成り立っているというようなことも一方で言えますし、令和4年度から導入をさせていただきました都市計画税につきましては、今後の維持管理、さらには拡大という観点から、どうしても重要な税というふうに考えておりますし、今の応益の部分でございますけれども、直接的な都市計画税の導入につきましては、法の趣旨に基づいて都市計画事業に対しての充当ということになりますけれども、これまでご説明させていただいておりますとおり、税の導入によりまして生み出される一般財源という考え方がございます。この一般財源の充当が想定される事業といたしましても、そうした都市計画事業に関連するような事業でありますとか、市街化区域内での維持管理のコストにかかるような部分についても対応はできるかなと思っておりますけれども、基本的には河川の改修でありますとか道路整備でありますとか公園整備、こうした関連事業の中で対応していくものであるというふうな認識をさせていただいております。

いずれにいたしましても、制度の趣旨から逸脱するということは基本的にはできませんので、制度趣旨を鑑みて、運用を適正にする中で対応してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 制度の趣旨をゆがめるというのは当然あってはならないことですが、一方でこの都市計画税を長年導入してなかったことによる野洲市のいろんな

ひずみ等もあろうかと思えます。そこを丁寧に是正しながら、市民の方のご理解を得ていくということが必要と思えますので、引き続き、我々もその一端を担っていると思えますが、執行部におかれても市民のご理解をいただけるような施策に努めていただきたいと思います。

4問目に参ります。

野洲駅南口の整備について、今後連携事業者を選定し、民間事業者とともに構想を練り上げていくものと承知しております。長年にわたり、空き地状態であった南口を、真ににぎわい、居心地よい空間とするため、この段階でどれだけ構想を練れるかが問われると考えております。

そのような認識のもと、先般埼玉県草加市のリノベーションまちづくりの取り組みを会派で視察してまいりました。私が注目したのは、市民参加の仕組みと度合いでございます。商店街の空き店舗の活用、リノベーションが題材であり、野洲市の南口整備とは対象の物件に大きな違いはありますが、3日間にわたり小グループに分かれて座学や現地視察、またワークショップ等で構想を練り、その中から市民が補助金ほぼなし、つまり市民の自己資金で起業し、様々なお店を開店されていらっしゃる。1件目で「大人の本気」という言葉を使いましたが、草加市のリノベーションまちづくりは、本気の市民とがっちり手を組んでまちの活気を呼び戻しておられました。

南口整備は、今後民間事業者とがっちり連携し、構想を練り上げるわけですが、深く関わる市民も必要でないかと考えております。つまり、委員会などで意見をお聴きするというレベルから数歩踏み込み、一步ではなく数歩踏み込み、内容を詳しく、つまり経緯や現状、市全体から見た南口とか、あるいは財政等々を理解した上で、意見したり議論したりするような形です。そこまでがっちり取り組んでいただける方がどれだけいらっしゃるかという面もありますが、これまでの市民参加とは異なる野洲モデルを構築いただきたいと考えております。見解を求めます。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 東郷議員の4点目のご質問でございます。

野洲駅南口整備事業のベースとなります野洲駅南口周辺整備構想につきましては、平成27年に策定をさせていただきましたが、この策定に当たりましては、平成24年5月から開催いたしました「野洲駅南口にほしいもん」というテーマでの市民参加の座談会を皮切りに、6回の構想検討委員会、290の市民活動団体へのアンケートの他、世代別ヒア

リングといたしまして、市内中学校生徒会や老人クラブ連合会、子育て支援センター利用者への聴き取りも行っているところでございます。また、議員が先ほどご紹介いただきました、草加市と同様に、ワークショップも3回ほど開催をしてございまして、構想策定までの間、約3年間でございましたけれども、十分な議論を尽くしてきた経緯がございます。

なお、構想の見直しを行った今年度におきましても、アンケートを実施いたしまして、幅広い世代から800件近い回答をいただいたところでございます。

こうした経緯を踏まえた構想に基づきまして、現在ですけれども、市と連携して事業を進める民間事業者を公募いたしておるところでございます。連携事業者が決定した後、市と事業者の間におきまして、事業計画を策定するための協議を重ねていく予定でございます。

こういったように、野洲駅南口整備事業につきましては、これまでの検討過程におきまして積極的な市民参加を進めてまいりましたが、今後におきましては民間事業者からの提案をベースに、事業化に向けた詳細な計画を検討するフェーズに入るといった状況でございます。

この段階におきましては、市民が深く関わるといったことではなしに、専門的知識やノウハウの必要性、さらには個人が負う責任や利害関係の発生など様々な問題が生じることも予想されるため、市民参加の深く関わるという観点については難しいのではないかと考えているところでございます。

ただ、必要に応じまして議会や市民の皆さんへの情報提供、情報発信はきちっと行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議員ご提案いただきました新たな市民参加の野洲モデルにつきましては、野洲駅南口整備における官民連携事業の取り組みを先行モデルとしつつ、草加市さん等の事例をはじめ、他の自治体の事例を参考にしながら、その構築に向けまして、引き続き研究してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 最後、5問目を問います。

最後に、公園についての認識について確認をいたします。

文化ホール集約検討についての方向が示され、地元地域に立地するさざなみホールを解体し、跡地を公園にとの内容でした。

東京の豊洲、大阪府の高槻市を視察した他、文教福祉常任委員会の視察途上でも駅前広場の様子を見てまいりました。

そこで分かったのは、公園は重要な憩いの施設であり、特に子育て世代にとっては優先順位の高い施設であることがうかがえました。また、駅前広場についても、駅を出て広場があるのと目の前にビルがそびえているのでは、まちの印象が大きく変わることを実感しました。

こうしたことを踏まえ、公園は重要な施設であり、単なる空き地、あるいは一定の遊具を備えた今までの公園ではなく、人々が集い憩う駅前とはまた違うにぎわいを生む公園とすべきと考えております。構想段階での市民参加についても先ほどと同様に考えていますが、見解を求めます。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、5点目のご質問についてでございます。

まず初めにですけれども、議員のご質問の中で、さざなみホール跡地を公園にというふうなことをおっしゃっていただきました。

跡地につきましては、私どもご提案申し上げておりましたのは、子どもを対象とした土地利用を想定してございますけれども、公園という形ではまだ確定したものではありません。どのような位置づけの施設にするか、今後庁内で検討してまいりたいというふうを考えておりますので、その旨お断りした上で回答させていただきたいと思っております。

特に、文化施設の集約化の方針案をご説明させていただきました議会及び市民懇談会におきまして説明させていただく中で、廃止といたしますさざなみホールの跡地につきましては、遊具等を備えた仮称「こどもランド」を整備することをご提案し、この点につきましてはご賛同いただける声が多かったという認識でございます。

来年度におきましては、既存施設の解体設計を行う予定をしておりますけれども、これと並行して、今後どのような跡地の利用、施設とするかについては、市民の皆さんのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

現時点におきましては、議員からのご提案いただくような市民参加の形は想定をしておりますけれども、議員からのご提言を受けまして、十分検討してまいりたいというふうと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 東郷議員。

○ 1 1 番（東郷克己君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（山本 剛君） 暫時休憩します。再開を 2 時 5 5 分とします。

（午後 2 時 3 5 分 休憩）

（午後 2 時 5 5 分 再開）

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第 1 2 号、第 1 2 番、山崎敦志議員。

○ 1 2 番（山崎敦志君） 第 1 2 番、新誠会、山崎敦志です。

今回は、ストレスチェックの状況についてということで、議員から施策とか条例とか、そういうようなものに対して多くの方が質問されています。

私は、もともと企業の中で人事労務をやっている、やっぱり働く人の環境、そういうものについて、どのぐらい皆さんが、幹部職員が注意されているかも含めて今回お尋ねしたいと思います。

今、栢木市長が明るく住みよいまちをつくるためにいろいろな施策を進めておられます。その市民の最前線におられる職員が明るい健康なことが一番重要であって、市民サービスにつながると思います。やはり職員がはっきり住民の声を聞いて、それを施策の進み具合に合わせて調整していく、中間を取るということが必要だと思います。

そこで、ストレスチェック制度は 2 0 1 5 年 1 2 月より義務化されました。定期的に労働者のストレス状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、自らのストレス状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としております。それは企業でも公職であって同じだと思いますので、実際実施されている状況ですけれど、ストレスチェック、各部署の職員の方のストレスチェックの実施状況をお伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、山崎議員の 1 点目のストレスチェックの検査実施率についてお答えいたします。

まず、令和 5 年のストレスチェックにつきましては、9 月 2 5 日から 1 0 月 6 日までに実施しております。その中で、検査は全対象者 1, 0 4 7 名のうち 1, 0 4 0 名が行い、検査実施率については 9 9. 3 % ございました。内訳といたしましては、市役所の所属で 5 5 7 名のうち 5 5 3 名、率にして 9 9. 3 %、教育委員会部局につきましては 2 4 3

名のうち242名、率にして99.6%、病院事業につきましては247名のうち245名の99.2%の実施率となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） かなりしっかり、もうどことも、うちの会社でも委託をして、パソコンで50問程度チェックして行って、その結果がまとめられ、産業医のほうに通知され、人事労務に関するところにはデータは来ないと思いますけれど、集団的な、先ほど申しました職場環境の改善等についてはトップのほうに話が行くというようなシステムで、個人を特定するような検査ではありませんから、皆さんしっかり受けていただいていると思います。

そこで、現在個人の傷病により長期休業されている方がおられると思いますが、メンタルヘルス不調と判断できる方はどのぐらい発症されているか、個人情報に抵触しない程度でご回答願えたらありがたいと思います。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、2点目のメンタル不調と判断できる職員数ということでお答えいたします。

現在、メンタル不調が原因で1か月を超える期間の休暇もしくは休職している職員は11名でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） ありがとうございます。全体の人数からいきますと、かなり少数だと思いますけれど、これは今1か月程度と言われましたけれど、やはり健康保険での休職休業補償的なものが大体1年半という保険制度があります。私らの企業によっては、勤続10年以上でプラス1年があります。

私の体験としては、この制度ができるまでにそのような経過があったときには、直接本人の不調が言われたときに、系列が薬会社でしたので、そういう診療できる医師を紹介していただいて、本人とご家族と担当者でその病院に伺って、会社としてはこれだけの期間があるから、ゆっくり治してやってくれと。1か月、2か月では治らない。仮に職場復帰するのでもリハビリ出勤という形で、治療期間として休業補償がもらえるような形でやるというようないろんな方策を取って、私が200人足らずの事業所で経験したのが5人

おります。もう全然こちらより比率が高いです。

それが、何が原因かといいますと、次の質問になってくるんですけど、やっぱり一時まだ企業が年功序列制度でずっと級職が上がっていくというような状態の雇用体系でした。それが外資系の力が強くなって、成果給になって、ある程度の基準のレベルの人はこれだけの仕事をしなさいというような教育プログラムができてきました。

企業においては、従業員教育プログラムの中に、管理監督職予備軍に対して、階層教育を外部機関で実施したりして、業務適性度を確認しています。

今回、組織再編に合わせ係長制度の導入に取り組まれますが、管理監督職の訓練はどのように検討されているか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、3点目の管理監督職の訓練をどのように検討しているのかという点にお答えさせていただきます。

現在、市につきましては階層別といいますけれども、いわゆる主事から部長までに求められる能力、いわゆる行動、役割を定めて人事評価を実施している中で適正というものを確認しております。

今回係長とする職階につきましては、現在の専門員という位置づけになります。専門員につきましては指導職という位置づけでございますので、これまでから滋賀県の市町村職員研修センターのほうに階層別の研修という形で派遣をして、指導職としての能力向上を図ってきているところでございます。

6年の4月から、いわゆる係長という職名を冠しまして、さらに部下への指導や、執行管理等のマネジメント経験を積んでもらうということが重要となりますので、改めて係長としての役割を認識していただくために、年度当初早い段階で係長だけのいわゆる役割であるとか、そういう認識をもう一度持っていただくような研修を実施したいと考えております。

また、いわゆる訓練といいますかにつきましては、やはりOJTを含めまして実績というか、経験が重要となってきますので、まずは課長の指導のもとで円滑な組織運営を行っていただいて、まず自覚を最も促すことが重要ではないかと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 企業の立場で、公職の中でどのようなシステムでやられている

かというのを十分理解することができました。

企業においては、やはり今言われた部分の中では、社内のプログラムで順次やっていく。それと外部との交流、異業種との交流、そういう機会があれば人を送り込むというようなことで、社外間も含めてやります。

係長制度というのは、うちらでいうと管理監督職のほうになりますから、今まで専門員という立場で指導員という名前だったけど、一般的にそういう形になると、やっぱりその所属、グループのまとめ役、上司のサポートという強い責任が課せられます。その辺で、やはり、それまでのOJTで養われた経験でクリアできるかできないかというのは、定期的にヒアリングが本来必要になるのかなというように私は思います。

4番目。

小さな課や室の統合を進め、課の規模を大きくして、限られた人員の中、組織全体をカバーできるように組織強化を図るとありますが、担当部門ごとの係が担当したことで、業務の成果とか部長、課長に、上司が評価、部署内の情報の成果や共有化というのはどのような進め方になりますか。今のシステムでいくと、もう常に情報の共有ができていような形だと思いますけど、この制度になって何か変わることはありますか。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 4点目のご質問にお答えいたします。

まず、今回組織再編における1つの目的につきましては、今後働き方改革を進める中で、男性の育児休業等の促進を図る上で、できるだけ課の規模を大きくし、組織全体でカバーできるような組織づくりへの移行を目指すものでございました。

また、その中で、係長制度の導入につきましては、係長が業務の進行管理を行うことで、いわゆる課内でのきめ細やかなフォロー、部下に対してですね、それとチェック機能がさらに働くということと、そういうことで、今まで以上に仕事の精度が高まることが期待できるものと考えております。

現在、部署内の情報共有につきましては、通常課内会議等を定期的に行っておりますので、そうしたところで進捗管理であったりとか情報共有が図られておりますけれども、今一般係長制度を置くということで、先に係の単位内で情報共有が図られていくものを、もう一つ下の段階で図られるということをご期待しているものでございます。

そうした中で、併せまして業績評価といたしまして、今野洲市どこも同じなんですけれども、目標管理制度という個人の目標を設定しまして、常に業務の進行管理は行っておる

わけなんですけれども、それが今現在、所属長が実際行っているというところでございます。

今後、その業績評価の進捗管理も制度の変更等が必要となるかもしれませんが、係を単位といたしまして、日頃から進捗管理が行われるような体制づくりを、制度づくりを進めていければと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 山崎議員。

○12番（山崎敦志君） 細かく説明していただいてありがとうございます。

他市では、既にもうその制度を取り入れられて進められております。

今回、ストレスチェックの実施管理状況について一部入り込みましたけれど、やはり一番今、今日の答弁でもありましたけれど、教育長の範疇である学校PTAがなくなるとか、いじめ問題とか、子どもたちに対する事件がここのところ多発しています。やはり職場の個人のストレスというか、メンタルの不調というのは、職場だけの問題じゃない、家庭の問題とか、そのバックグラウンドにあるものが大半、家に帰って心が休まれば1日の疲れも取れるというような環境があると思います。やはり個人に負荷がかかっているという、職場での負荷というのは、得意分野、不得意分野というのが必ずあると思いますので、それをいろんなところを経験させていただいて、今市長が取り組んでいる市政、大きな課題に向けて皆さんが一丸となる、得意な者だけで集まってそれをやっていたら、そこを外れた人は情報が入らないというようなことになるから、ある程度必要に応じた人事異動もやりながら、みんなが情報を共有しながら、今市の向かう大きな課題に向けて、一丸となってみんなが協力するためにも、心の病気というのは常にチェックさせていただいて、早めに復帰できる。

ちなみに、医者に聞くと、2か月悩んだら1年は復帰は無理。そのようなことも言われる医者もあります。かなりきつい薬があると、やっぱりしんどいという、実際この制度ができてから心療内科が各駅ごとに1つずつできる。私が一番最初に行って、一番近いところで京都の浮田医院、東山に行ったんですけど、そういう専門医が少なかったときから行っていました。だから、できる限り管理職の皆さんについてはその部下の体調異変については、十分早めにチェックさせていただいて、独り事じゃない、やっぱり周りのみんながいるというような体制で栢木市政を支えていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（山本 剛君） 次に、通告第13号、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、暮らしと自治を考える会、田中陽介です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず1つ目、野洲市における不登校の児童生徒への教育機会の提供と、その方針ということで質問させていただきます。

憲法第26条、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」第2項、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」これは憲法の条文ですけれども、つまり義務を負うのは保護者が普通教育を受けさせる義務でありまして、子どもが持つのは普通教育を受ける義務ではなくて、受ける権利ということであります。

戦後当時は、たとえ子どもが学びたいと思っても、親の意思によって働きに出されたり、今のヤングケアラーのように兄弟姉妹の世話をさせられたりして、教育の機会を奪われることも多かった時代でありました。だからこそ、親は子どもに教育を受けさせる義務ということで、子どもの権利を守ったということでもあります。

一方で、2017年に施行された教育機会確保法は、一人ひとりに合った学びの場を保障する新しい法律であります。大まかなポイントとしましては、つらいときには休むことが必要であるということや、フリースクールや家庭などの多様な学びの場を選択できるということ、学校復帰だけではなく、社会的自立を目指すということ、それから国、地方公共団体と民間の団体が協力、連携していく、そして学校や地方公共団体は子どもや親へ必要な情報を提供するなど、文字どおり、どんな子どもに対しても教育の機会を確保していくための法律であります。

そこで、野洲市における不登校の生徒への教育機会の提供とその方針ということで、問います。

先ほど言いましたこの教育機会確保法は新しい法律でありまして、今の時代の課題から生まれたという考え方でもありますけれども、野洲市の教育行政、各教職において、この確保法の考え方は周知、理解されているかということをもまず質問いたします。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、田中議員の不登校の児童生徒への教育機会の提供とその方針についてのご質問のうち、1点目のご質問にお答えいたします。

本市教育委員会では、文部科学省からの通知は市内管理職研修や教育相談担当者会、あるいは生徒指導部会など、あらゆる機会を通じてその都度周知を図っています。

ご質問の教育機会確保法については、今年3月に県教育委員会が作成した「学校教員向け不登校の理解と対応リーフレット」というものがございます。これがその実物でございます。三つ折りになっていまして、裏表6ページという、こういうのが県から送ってまいりました。

ここにその理念が明記されていまして、これを4月に市内全校に配布しまして、その周知を図りました。

学校では、時期はそれぞれ違いますけども、これを使って、全ての教職員による研修を行いました。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 再質問させていただきます。

今年それが県から送られてきて、されたということなんですけど、2017年から5年程度たってこういうところまでやってきたかなということなんですけれども、一方で、保護者の皆さんであったり、例えばその学校に関わる地域の方々であったり、そういう方々に対して、この理念であったりというところの周知というのはなされているのでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 保護者さんに対しては、PTAの研修等で不登校関係の研修をされるという場面ではお知らせをしていますけども、地域となると少し課題があるのかなというふうに思っています。なかなかそういう場がありませんので、ただ、学校だよりとか、そういうなんで啓発をするというか、そういう記事を載せて回すという程度になっているのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。今おっしゃった地域というのが、これからコミュニティスクール等、子どもたちとスクールガードさんたちもそうですけど、関わりが多くなる中で、なかなか法律とかこういった新しいこと、今まで自分が育ってきた中ではなかった考え方を、勝手に入ってくるということはなかなかないと思うんです。ですので、ちょっと今後そういった地域の方々にも、こういった不登校の子どもたちと接するときに、

その子を理解して接してもらふ必要があると思うので、それもまた検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今議員言われたように、いろんな機会を通じて、その周知を図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では次に行きます。

当市では、適応指導教室や家庭学習支援等によってサポートをしております。私も先日初めて適応指導教室見に行かせていただきまして、非常に素晴らしいサポートをいただいているなということを見させていただきました。

以前の不登校の質問では、結構学校に行くことが前提ですよというような回答をされたように思います。

ただ、そうではなくて、今回の法律や文部科学省からの「支援の在り方について」というところでは、やはり学校に登校するというだけでなく、もう自立を目指すところを並列に並べてやっていくということが明記されております。

現場の先生からは、やはりそっちも今大分変わってきたよというふうに聞いたんですけども、市として、教育委員会として、こういった自立に向けての部分と、学校に戻すという部分に対しての支援の考え方、しっかり統一されているのかということ伺います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目のご質問にお答えします。

本市の不登校支援の考え方は、先ほど議員おっしゃった教育機会確保法の理念に基づいて、児童生徒の最善の利益を最優先にしたものでございます。登校という結果のみを目指すのではなくて、一人ひとりが将来社会的に自立できるかどうか、このことを関係機関と連携しながら支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 市として、そういった認識を共通していただいているというところでいいと思います。

ただ、私ケースとして知り合いが不登校のお子様がいらっしゃって、そこで調査いろい

ろさせていただいたんですけれども、かつての、かつてと言っても3、4年、2、3年前の話なんですけれども、やはり入学時点から1年間ぐらはずっと家にいたと。適応指導教室とかの案内もしてもらえなかったと。1年たって、保護者自身が学習どうしたらいいんだろうというときに相談して、初めて適応指導教室というものの存在を教えてもらったというような話を聞いております。今そのお子さんは適応指導教室で楽しくやっているということで、非常にいい機会をいただけたなと思うんですけれども、やはり先生方、学校側が、やはり素早くそういったつないでいくということを、まず何とか学校で処理しようという形ではなくて、こういう関係機関と素早く未然にというか、その子たちが機会を失う前にスムーズにつないでいくことが大切だと思うんですけれども、その辺の連携状況というか、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 再質問にお答えしたいと思います。

1年間ほったらかしというのは非常に残念な話でございます。基本的には、いじめ重大事案がありまして、それ以降、たしか5年ぐらい前だったと思いますけども、それ以降、1日休んだら連絡を取ると。3日休んだら家庭訪問すると。5日休んだら校内でケース会議を開くというふうなのを基本原則にしていますので、そういう、これはいじめがあるなしにかかわらず、学校に来ない子に関してはそういう対応をするということを本市では基本原則にやっていますので、そこが十分教育委員会としてチェックし切れてなかったのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、子どもの支援というのは、子どもさんだけではなしに、保護者さんも含めていろんな形でサポートをしていきたいというふうに思っておりますので、それは議員だけではなしに、市民の皆さんがちょっと学校行ってないみたいやというのがありましたら、いろんな学校、あるいは教育委員会に連絡いただけて、様々なところから情報をいただいて、いろんな動きを取っていったらというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 1つ補足ですけれども、全く何もなかったわけではなくて、学校の先生は来てくれてたし、フォローもしてくださっていたんですけど、他の手段があるということを教えてもらえてなかったということで、先生たちはすごく対応はしてくれていたということは聞いておりますので、そこはご理解いただけたらと思います。

あと1つ、この適応指導教室についてなんですけれども、これは要綱では児童や保護者が入りたいと望んで、教育委員会等が認めた者というふうに書いてあるんですけれども、この認められなかったケースというものはあるんでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今まで適応指導教室で、私が最終判断をしています。却下した例は、私が教育長になって7年ですが、少なくとも一件もございません。

ですから、基本的にはまずは試し入学というんですか、それを1か月やって、その様子見ながら継続するか、あるいは違うところへ行くとか、そういうのをいろんな情報をお渡しして判断していただくというふうにしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。

先ほど教育長おっしゃったいじめの事案のことで、すぐケース会議を開いてということなんですけど、多分その子は別にいじめられたとか、特にそういうことは何もなかったと思う。ただ単に行けてなかったというだけだと思うんですけれども、子どもたちの不登校の理由というのはいろいろあって、全くコミュニケーションも取れて、ちゃんと勉強もできたとしても、学校に行くことを自ら選ばない子どもというのも当然あるわけで、その子たちにも同じように機会が与えられるべきかなと思います。それで、学校を基準として考えるならば、やはりそういう場合においても学校からのアプローチも何か多少必要かなと思うので、いじめとかそういうのにかかわらずサポート、そういう状況というのをまた徹底していただいたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほどちょっと言葉足らずやったのかなというふうに思っておりますが、とにかく欠席が続いた場合は、学校はアクションを起こすというふうな捉え方をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では次に行きたいと思います。

3つ目ですね、野洲市における義務教育段階の不登校児童生徒が、学校外の公的機関や民間施設において相談指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、実際

の運用は現状どうなっているかということ伺います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 出欠についてのご質問にお答えしたいと思います。

本市には、不登校の児童生徒が通います先ほど議員お話しのだリーム教室という、全国的には適応指導教室という言い方をしていますが、ございます。そこに通う子は全て出席扱いというふうにしています。

それから、あんまり他市にはないんですが、プッシュ型の家庭訪問型学習支援事業という、この対象者も同様に扱っております。

一方、フリースクールなどの民間施設に通っている児童生徒もおります。これについては、市教育委員会と学校がその施設を訪問したり、あるいは学校と施設が連絡を取り合ったりして、その児童生徒の様子を確認を行っています。最終的には出欠は校長判断となりますが、本市では積極的に出席扱いをするように教育委員会では指導をしております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今のフリースクール等の出席扱いで、現状の実績というのはどういふふうになっていますでしょうか。実際に許可しているという。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今、小学生が2名、中学生が1名、2か所のフリースクールに通っております。いずれも学校は出席扱いをしております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では次行きます。

先般、議会の文教福祉常任委員会にて調布市というところの不登校特例校分教室というものの視察に行きました。

その中で、不登校の生徒の状況に対応する形で、調布市はこの分教室だけではなくて、様々な野洲市がやっているような家庭訪問もやっていますし、適応指導教室もやっていますという形でいろいろやっておりました。その中で、特に特例校分教室は、認可を受けることによって、しっかり正職の教員が派遣されて、充実したカリキュラムが実施されているということを確認しました。

野洲市は単独ではなかなか難しいかなと思うんですけれども、例えば湖南4市とか、広

域でこうした特例校、これは文科省も全国に何百もつくるということも言うてますし、そういうことのお話とか取り組みの話というのはできてきているのでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目のご質問にお答えしたいと思います。

不登校特例校については、今県教育委員会主催の市町担当者会というのがございまして、昨年度、本市教育委員会の担当者が京都市に視察に行って、実態把握に努めました。

今年から、不登校特例校という呼び方があんまりそぐわないのではないかとということで、「学びの多様化学校」とその呼び方を変えて、現在県教育委員会が主体となって、県内の設置を検討中でございます。

本市としましても、これと連携しながら研究していきたいというふうに思っております。

昨年度ですが、夜間中学校を、文科省が県内に少なくとも各都道府県に1つというふうな形で滋賀県ございませんでしたので、うちが手を挙げました。うちと湖南市が手を挙げて、最終的には湖南市の石部中学校に設置ということになったんですけども、うちもこの夜間中学校を設置することによって、その夜間中学校は基本的には中学校を出ていない人たちのものなんですけども、今言われている不登校特例校の認定を受けて、学校に行けない子どもたちも行けるような、併せ持ってやれたらなという形で手を挙げたんですけども、残念ながら石部中学校に決まりましたので、湖南4市ということですが、石部についてはそんなに遠くもないということですので、今後どういうふうにしたらいいのかということも含めて研究していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 非常にいいなと思います。残念ながらできなかったということなんですけれども、特例校じゃなくても、分教室という形で既存の中学校であったりに分教室をつくって、それも別に中学校でなくてもいいということですので、そういった形でもまた検討はできるんじゃないかなと思います。

それでは、5つ目に行きたいと思います。

こうして不登校生徒への教育機会の課題が取り上げられる一方で、普通と言ったらおかしいんですが、大多数の生徒が通う中学校、小学校の教育がおろそかになってももちろんいけないわけでありまして。

不登校という現象は、これまでの学校教育に対する問題提起でもあるのかなあというふ

うに思っております。学校にいる生徒が、本当は嫌だけど、しょうがないから通っているよと、もうそれが普通だからみたいなそういう形になる教育ではなくて、本当にその子たちのための教育であってほしいですし、不登校特例校で取り入れられているゆとりのある時間割であったりとか、それぞれに合わせた学びの選択、そして表現力やコミュニケーションなど、社会的自立のためのカリキュラムですね、これ全ての生徒に対して、これは別に不登校に限らず、こっちのほうがいいんじゃないかなと僕はむしろ思ったぐらいで、というのを問題提起として、今の教育のあり方自身も考える必要があるんじゃないかなと思います。

現場の小中学校の先生は、働き方改革もやはりなかなか進まない、非常に忙しいという中で、やはりこういった魅力のある学びの仕組みというのについて、本質的な議論を行っていくのは、やはり教育委員会や学校長と管理職、そういった部分が本当にこういった議論を進めていかないと、なかなか変わっていかないんじゃないかというふうに思うんですけども、野洲市におけるこの部分の議論はどういうふうになっているのかなということ伺いたと思います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目のご質問にお答えします。

田中議員お話しのように、ゆとりある時間割や教育課程は本当に大事なことで私も考えています。しかしながら、国によって標準授業時数というのが決められています。今小中学校の3年生からは年間1,015時間、つまり毎日6時間がずっと4日あって、水曜日だけが5時間という状況でございます。これは小学校は前回の改定の際に、2017年やったと思いますが、17年小学校、18年に中学校の学習指導要領が変わりました。そのときに、小学校は週2時間増えました。中学校も1時間増えて6時間ばかりというふうになったんですけども、この授業時数は、一応標準といいながらも、文科省は結構、今は標準ですよと、別に下回っても結構ですよというふうに言っているんですが、数年前まではかなりチェックが厳しくて、それが少ないと、ちょっと授業を、夏休み減らして勉強するとか、そういうことをせざるを得なかったというのがありますので、ここ数年、急にそれは標準ですから別に守らなくてもいいですよと急に態度を変えられても、学校現場はそれでしみついていますので、なかなかそこが応用が利かないという状況でございます。

それから、例えば漢字ですが、中学校は前の指導要領では3年間で学ぶ漢字の時数は900時間でした。それが今2割増えて1,110個だったと思いますけども、200ほど

増えています。それから、英語に至っては1, 200単語を3年間で覚えるんですけども、今1, 600から1, 700ぐらいに1.5倍に増えました。とにかく学習量が増えて、授業時数、ゆとりあるというのはほど遠い現場ですので、不登校の子どもたちが学ぶ特例校みたいにすると、もう少し考える時間なんかを十分できるのかなというふうに思っています。

そんな形で、学習指導要領を見直すように私も結構いろんなところで発言をしています。今、滋賀県の都市教育長協議会の会長をしていますので、文科省の方と出会う機会が何回かありまして、そういうときには、ぜひともこの見直しをしてほしいという形で発言をしているんですけども、なかなか難しい状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 非常に厳しい状況ということが考えられるんですけども、先ほど要領が最近ちょっと緩くなってきたというようなこともおっしゃってありました。それで、言おうと思ったことを思い出しました。東郷議員もさっき学力の格差がついてきているよと。例えば、今おっしゃったように、非常にボリュームが増えても、じゃあ全員そのボリュームをマスターして卒業していくのかといたら、ほとんどがそうじゃないわけですよね。だから、それって全然意味ないということを多分現場は分かっていると思うので、そこはやっぱり我々も一緒ですけども、一緒になって国にしっかり伝えていけないといけないのかなという一方で、これ、今年の5月にやった夢見る小学校、前もちょっと触れたかなと思うんですけども、これは総合教育という形で、公立の小学校や中学校で総合教育の中でテストをやめたりとか通知表がなかったり、いろんな工夫をして、先生の時間もそうだし、生徒の時間もそうだし、本当に子どもファーストのやり方を模索されているところもあるということの映画で見せてもらったんですけども、やっぱりどこかのタイミングで、先ほども教育長おっしゃった、いきなり言われても対応できへんというのはあると思うんですけども、やっぱりどこかで本腰入れて、ぱつと変えていく機会を取らないと、恐らくなかなか難しいのかなあと思うんですが、そういった動きとか、考えというのはどうなんですか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど年間授業時数1, 015時間というふうに申し上げましたけども、多くの学校がこの1, 015を下回ってはいけないということで、かなり余分

に授業をやっています。多くの学校は、大体1,080時間とか1,092時間とか。だから学級閉鎖を2回ぐらいやっても十分間に合うんです。今インフルエンザで学級閉鎖が増えていますが、でもそういう学級閉鎖とか、あるいは阪神・淡路大震災とか東日本とかああいうのがありましたけども、そういうところで何か月も学校が休みになっても、文科省は補習せいとは何も言いませんでしたので、あまりそこにこだわる必要ないん違うかということで、今、できることなら、例えば給食を食べて下校するとか、こういうことをしきりに校長会ではアピールをしています。そうやって昼からをなくす。給食に関わると、やっぱり食事を取れない子もいますので、食べてから下校させるということをごんごん増やしていったらどうやということ、今各学校に勧めているところがございます。2学期も結構そういう学校が、特に12月ぐらい、もう最近ですが、そろそろ出てくるのかなというふうに思っていますけども、そうやってできるところから進めていっているところがございます。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。また期待して見ていきたいと思えます。それでは、次に行きたいと思えます。

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取り組みがされております。学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取り組みや成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいというふうに書かれておりますけれども、そのために、教育委員会においては日頃から情報交換、連携、努めることを明記されています。県内のフリースクール等民間施設や、あとは県内にあるフリースクール等連絡協議会とか、そういったところとの連携というのは現状どのようになっているのかお伺いします。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目のご質問にお答えします。

昨年度、県教育委員会主催の市町担当者会に、今お話あった滋賀県フリースクール等連絡協議会の代表の方が参加されまして、県内のフリースクールの現状について全市町で情報共有をしたところがございます。

また、本市では1学期に市内の小中学校在籍の児童が通うフリースクール、今のところ2つですが、市教育委員会と学校の職員が訪問して情報共有を行っております。今後も定期的に訪問して、さらに連携を強化したいというふうに思っております。

また、私は個人的には、昨年度ですが2つのフリースクールの代表の方とお話をしたりとか、今もフリースクールではないんですけど、不登校の保護者の集まりの、それを代表されている方とお話は継続的に行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。積極的にコミュニケーションを取っていただいているということで、ちなみにこのフリースクール等連絡協議会が最近出したのかな、湖南版のサポートブックというのがあるんですけども、そちらを各学校等周知とか配布というのはされていますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） このリーフレット、湖南版ですので、湖南4市のところのフリースクールについて載ったカラーの10ページぐらいの冊子やったと思いますけども、すぐにコピーして各学校に配布をしております。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） すごくいいと思います。

今度、草津にまた、くさつパールプロジェクトさんがフリースクール立ち上げるということですので、またそれも増えていくので、またコミュニケーションを取っていただけたらなと思います。

あと、文部科学省の事業概要には、不登校児童生徒支援協議会というような組織を立ち上げたらどうかとか、例えば野洲市における不登校支援プラン、計画の策定とか、そういうことをいろいろ取り組んでいるところもあるんですけども、野洲市において、そういうものというのは何か計画されていますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今のところそういう計画はございません。ちょっと研究していきたいというふうに思います。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） いろいろと先進でやられているところもあるので、また見ていただけたらなと思いますし、そこにできたら、市内で活動されているいろさんとか、そういう、若い女の子でもそういうところにしっかり入れてもらって、現場と一緒に何かこういうプランとか、現場の声を生かしてつくっていったらいいものになるんじゃないかなと

思いますので、またご検討をお願いします。

では次行きます。

また、家族への支援、家庭への支援というところも法律には明記されております。保護者と課題意識を共有して、一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であります。

野洲市において、保護者が気軽に相談できる仕組み、また同じ境遇の保護者が情報交換やお話ができるような場所というものはあるのでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 7点目のご質問にお答えします。

本市の不登校の相談体制としましては、ふれあい教育相談センターが中心になっていません。ここでは、こころの教育相談として、カウンセラーが毎日相談を受けています。

また、プッシュ型の先ほど申しあげました家庭訪問型学習支援事業、これは指導員とともにスクールカウンセラーが同行していますので、保護者さんの相談にもそのときに乗っているという状況でございます。

さらに、今年度から親子サポーター、正式には家庭教育支援員という地域のボランティアさんですが、行き渋りの子どもたちを朝家に迎えに行ってもらって、学校と一緒に歩いて登校するというそういうシステムなんですけど、その際に、その支援員さんが保護者さんからいろんな相談を受けるということも最近何件か起きておりますので、そういうのも1つ役に立っているのかなというふうに思っています。

それから、民間では不登校の保護者さん同士が話をする場として、市内では前は1か所やったんですが、今年2つまた立ち上がりまして、今3か所になっています。その3か所を把握はしているんですが、1か所とは連携していますが、新しい2か所はまだ全然連携をしていないので、また連絡を取りたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。恐らくサポートブックに載っているB u m p y さんとかはぐはうすとか、その辺かなと思うので、連携取ってもらったらいいなんですけども、それ以外にもやっぱり親同士のコミュニケーションというのも非常に大切なのかな、実際私も不登校の子どもを持つ親御さんにしゃべったところ、やっぱり行ってちょっとしゃべることは、たまたま出会ってしゃべることはあるという話は聞いている

んですけれども、なかなかこってりと時間をゆっくり過ごしながら、同じような境遇の中で話し合うという機会がないなという話で、もちろんこういった民間のところというのもいいんですけど、何かその親の保護者の会みたいな、いろんな分野で保護者の会があると思うんですけれども、別に会長とか役員とかつくるようなそんな会じゃなくていいと思うんですけれども、何かしらそういうのを担当課とか、何か誘導するような形で、1年に数回でも機会をつくれるといいんじゃないかなと思うんですが、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 学校によってはそういうのをやっているところもありますが、全般でいいますと弱いと思います。

ただ、保護者さん同士が話をする場としましては、以前教育委員をしていただいた小澤さんが安治で、豆吉やったかな、お豆腐屋さん、元お豆腐屋さんですが、そこを借りて、社協の支援の中でやっていただいています。そこは結構保護者さんが集まって、自分の悩みとかいろんな話をするというふうなことを結構されていますので、そこに情報はいただいています。ただ、そこに教育委員会が行くと、ちょっと官製というか、学校の臭いもするというので、そこはあんまり、その保護者さん同士に任すというふうな形になりますので、間接的にお話を聞くというふうな形で見守っているところでございます。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そうやって民間でやってもらえる分にしっかり情報を渡していくというので賄えるのかなとも思います。

それでは次に行きたいと思います。

最後ですけれども、草津市や甲賀市、近江八幡市、米原市、彦根市、日野町など、6市町では既にフリースクールに通う子どもの保護者に対して、月ごとの授業料、上限4万円を限度額として、いろいろな条件はあるんですけれども支給をしております。予算規模は大体200万、各市200万ぐらいというふうに見ております。守山の森中市長も、先月県等の首長が集まった会議で支援をする必要があるとおっしゃっていますし、先日、5日に県がフリースクールの補助をする市町に対して補助金を出すという方針を発表しております。非常に追い風になるかなあと思っていますし、新聞に書いていたんですけれども、野洲の市長も、県とか国がしっかり出してくれというような要望をしていたというふうにも書いていますので、やはりこういうしっかり裏づけと後押しがある状況になると、やっぱり

野洲市においても来年度、この滋賀県がしっかりと整備をする段階で一緒に整備をしていくべきかなと思うんですけれども、野洲市において来年度に向けて、この不登校のフリースクール支援等をどうするつもりなのか、教育施策の責任者である教育長、そして予算の最終決裁者である市長に伺いたいと思います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、8点目のご質問にお答えします。

令和元年10月に、文部科学省はフリースクールの意義を公式に認めました。

本市教育委員会も、フリースクールを含めて多様な学びの場の保障、それから居場所づくりというふうなことで、学校に行きにくい子どもたちの自立に向けた重要な施設であるとフリースクールを捉えています。

そうした中、本市では不登校関係は全てふれあい教育相談センターに一括というんですか集約をするということで動いています。不登校児童生徒を支援する多様な学びの場として、その拠点化というのか、今年度新しく改築になりました施設も充実しましたので、そこを有効活用していきたいというふうに思っております。1つは議員見ていただきましたドリーム教室、それからもう一つは先ほど申しましたプッシュ型の家庭訪問型学習支援、これは職員はそこから家庭に出向いております。それからこころの教育相談という、不登校等のいろんな相談を受けるということ、こういう形で様々な不登校支援を行っています。

それから、ご質問のフリースクールに通う子どもの保護者への補助なんですけれども、これは基本的には憲法による義務教育保障の一環ですから、本来国が統一的に補助をすべきというふうに考えています。

ただ、一昨日、先ほど議員もおっしゃったように県知事が記者会見で、フリースクールの利用料を独自に補助している市町に対して、来年度から県が補助金を出すというふうなことを言われました。また、今日の新聞にも補助金を出している市町が6市、それから検討中が2市、そういうのを今そういう方向で検討しているのが6市町やったかな、全く考えていないが3つやったと思いますけれども、そんな形で一覧表が載っていました。

本市としましては、多様な学びの場の保障、それから居場所づくりとしてフリースクールというのは本当に大事だと思っておりますので、今後その補助についても前向きに検討していきたいというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） ただいま教育長が述べたとおり、フリースクールを含め、多様な学びの場の保障、居場所づくりは私も大切であると考えております。

ご質問のフリースクールに通う子どもの保護者への補助については、まず市教育委員会で十分に検討を進めていただきたいと思います。それを受けて、市教育委員会と連携し、検討していきたいと考えております。

なお、ただいま教育長も申されましたけども、一昨日県のほうでそういう補助をするというような発表されたようで、昨日、この一般質問終わってから連絡をいただきまして、ご説明をいただきました。首長会議で私も県、国がまず補助をしていただきたいと思いますという要望に関してのご説明でございましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 非常に前向きな回答をいただきまして、この予算という部分に関してのちょっと追加というか、関連質問なんですけれども、この適応指導教室とか、家庭訪問支援はちょっとどうか僕把握してないんですけれども、会計年度職員さんがされているケースが、現状そうなのかなあと考えております。ただ、やっぱりこういう課題に対して大局的に長い目で見ていくに当たっては、やはり正規職員をしっかり充てていくということも必要、もちろん予算はかかると思うんですけれども、そういったところというのは考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど、その拠点となるのがふれあい教育相談センターであるというお話をしました。今年度改築をして、非常に拡充をしましたので、そこに教員配置をして、会計年度ではない職員によります継続的な、もっと範囲の広い対応ができるように、来年度、今検討中でございます。

○議長（山本 剛君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 教育関係の予算ですので、まず教育委員会のほうから提案をしていただくというのが筋道でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では次へ行きたいと思います。2つ目の質問です。新型コロナワクチン接種後の健康被害に係る市の対応について質問いたします。

新型コロナパンデミック以降、ウイルスの同定、PCR検査や新型コロナワクチン接種

について課題意識を持ち、質問や問題提起してきました。

ワクチン接種についても、その健康被害のデータ、報告のデータで、今般では10月27日時点で厚労省の発表の報告で、接種後死亡者2,122名、副反応報告者3万6,698名、うち重篤者8,784名という数字が報告されております。また、野洲市においても直近の報告で、2名の方がこのワクチンの接種を原因とした死亡ということで認定がされ、給付金が予算計上されることが明らかになっております。非常に残念なことなんですけれども、ワクチンは安全であるというような政府の広報の浸透や世間の空気感からして、なかなかこの新型コロナワクチンが死亡や病気、健康被害の原因ではないかということを出せない雰囲気というのものもあるのではないかと思います。実際にはもっと隠れた被害者ないし現在も苦しんでおられる方がいる可能性が高いということは想像できます。

そこで、新型コロナワクチン接種後の健康被害に係る市の対応について問います。

先日、全員協議会で市はこの2名の死亡認定がされたということのを重く受け止めていると担当部長からも言葉をいただきました。その中で、対策していくというふうにお伺いしたんですけれども、具体的にどのような施策をこれから予定しているかということをお伺いします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、田中議員からの新型コロナワクチン接種後の健康被害に係る市の対応についてとのご質問でございますけれども、ご質問にお答えする前に、今般新型コロナウイルスワクチンの接種後にお亡くなりになられ、予防接種健康被害救済制度認定を受けられました市民の方に対しまして、この場をお借りして、改めて哀悼の意を表したいと思います。

それでは、田中議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種における健康被害の対応については、市の役割として、健康被害救済制度の周知、申請受付と厚生労働省への進達、また認定がされた場合には給付といった役割がございまして、現在も市のワクチン接種推進室で対応しているところであります。

そして、今回何よりもまずは市民に健康被害認定の現状を客観的にお伝えするとともに、健康被害救済制度について取りこぼしが発生しないように周知を進めることが重要であるというふう感じた次第でございます。

併せて、新型コロナワクチン接種を受けられる市民に対しましては、来年4月以降定期

接種となるわけですけれども、その以降も含めて、引き続き副反応と思われる心配な症状が起こった場合には、まずは医療機関への受診、相談を行っていただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、健康被害が疑われる場合には、健康被害救済に関する相談や受付等を市においても丁寧に行い、必要な手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ただいまこの副反応の被害の状況を、しっかりと客観的に市民の方にお伝えしていくというふうにおっしゃいましたが、具体的にどのような手法を使ってお伝えしていくということになるのでしょうか。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 基本的には市ホームページに既に掲載はさせていただいています。市広報を使ってということもちょっと議論はしているんですけれども、ちょっと市広報の場合はタイムラグが生じますので、市のホームページでお知らせをしていますといった周知程度で、もし載せるとしたらなるのかなというところで今現在議論はしております。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） もちろんホームページ、すぐできるので、それはもう直近でやっただけだということ、広報というのもすごく意味があると思います。そういった啓発になると思いますし、その2名というのがもしかしたらどうなるか分からないですけれども、増えないことを望みますが、そういった状況が変われば変わるで、また報告できるでしょうし、そういったことがあるということを広報という一番メインの媒体で皆さんに周知できるというのは非常に意味があると思うので、ちょっと引き続きそれは検討していただきたいと思いますと思います。今検討されるとおっしゃっていたので、これ以上は言いませんけれども、思います。

次行きます。

それでは、それでもというか、こうした事例があっても、やはりそれぞれの市民の皆さんがお考えになって、ワクチンにメリットがあると判断された方が接種するという権利はもちろんあるので、それに対しては何も言えないんですけれども、ただ、健康被害が増えている私なりの原因の1つとしては、やはり厚生労働省が出しているリーフレットや説明

文書と、製薬会社が要は接種する側に出している文書とでは微妙に違いがあるんです。例えば、副反応の内容についても心筋炎とか、重大なアナフィラキシーとかというのが、製薬会社が出しているのは並列に並んでいるんですけども、厚労省が出しているのはごくまれにとか、めったに起こらないけどとか、何かそういう文書がついているんです。ただ、起こった人にとっては、めったにとかまれにとか言われても自分に起こることですし、これは非常にある意味作為的な書き方かなと。ある意味、なぜファイザーとかそういった製薬会社がそこまで並べているのをわざわざ形容詞をつけて書くのかとか、ちょっと私は疑義を感じるんですけども、であるとか、このワクチン自体が特例承認医薬品でありますよということが赤字で囲われて書いてあるんです。そして、何か健康被害があったらすぐに届けてくださいねということも赤字で囲われて書かれていると。つまり、そういうことが起き得ますよというのを、暗にすごく分かるように書いてあるんです。

そういったことが、接種者の方は、受ける側の方がそこまでの認識をされて受けているのかということが非常に疑問があります。

なので、こういった内容をしっかりと接種者に説明されているのかということ伺います。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 2点目のご質問でございますけれども、まず各製薬会社が提供しておりますご指摘の添付文書につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2第2項第1号の規定に基づきまして、医薬品の適用を受ける患者の安全性を確保し、適正使用を図るために、医師、歯科医師、薬剤師等の医薬関係者に対して注意事項等の必要な情報を提供する目的で、当該医薬品の製造販売業者が作成をしておられるものでございまして、広く一般市民向けに情報提供を行うといった目的では作られておりませんが、非常に内容が専門的な用語とかになってきますので。ただ、必要に応じて医療従事者から被接種者へは情報提供されているものというふうに認識はしております。

被接種者の方に対して、市といたしましては、ワクチン接種による副反応についての情報提供、あるいは予防接種の健康被害救済制度の周知などを目的に、接種券発送時の同封物、あるいは野洲市ホームページ等を通じてご案内をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君）　しっかり説明されていればいいなと思います。そこは真偽までなかなか触れられませんので、次行きますけれども、3つ目です。

また、説明書きにおいては注意すべき人という項目があります。これは、市が載せている厚労省へのリンクの中にも、予防接種を受けるに当たり注意が必要な人という項目があります。これは、ここに載せているということは、普通の人も見る前提で載せていると思うんですけども、その中には、いろんな基礎疾患がある人であったり妊婦さんとかいうのがいろいろ書かれていて、注意が必要ですと書いてあるんですけども、この製薬会社のものにはさらに高齢者というのも書いています。なぜか高齢者と書いてないんですね、この厚労省の文書には。それちょっと不思議なんですけれども、ここに書かれている注意すべき記載というのは、行政が優先的に接種対象としてきた基礎疾患のある人、妊婦、高齢者などであり、添付文書にもわざわざ記載されています。これ、注意が必要な方ばかりに先に接種している。

先ほど事業管理者にちょっとお伺いして、これは当然弱い方々だからワクチンのリスクもあるし疾病のリスクもあるという、どちらにも当然リスクのある方なんですよというふうには説明いただいたんですけども、この「注意」というのは、特に市民向けに出されている文書における「注意」というのはどういう意味なのかということをお伺いします。

○議長（山本　剛君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　3点目のご質問にお答えをいたします。

ワクチンの説明書、我々も接種券を送付するときに同封をさせていただいております。

そもそも、治療ではなく予防を目的としたワクチン接種は、基本的に体調がよいときに受けていただくことを前提としています。そのため、例えば抗凝固薬を内服している方は接種部位の出血が止まりにくくなるなど、特定の疾患がある人、あるいはその治療方法等によっては、ワクチン接種に際して医師へ相談するなどの注意が必要であるといったことを示したものであるというふうに認識をしております。

一方で、今田中議員おっしゃったように、ワクチン接種に際して注意が必要とされる基礎疾患等をお持ちの方は、新型コロナウイルスに感染した場合重症化しやすいといったリスクも抱えていることから、ワクチン接種が推奨されているものでございますけれども、接種時の注意事項等について、医師の説明と判断をいただいた上で、ご本人が可否判断できるように、接種の実施者である市としても事前にできるだけかかりつけの医師等に相談していただくことをお願いしているものでございます。

また、接種直前には予診の医師が問診により最終的に接種の可否、また接種後の待機時間の延長をするかどうかの判断等をする事になっています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今おっしゃったように、しっかり予診で医師が確認した上で、本人の判断を仰いで接種ということになっているというわけなんですけれども、ここに書かれているいろんな薬を飲んでいる人とか、多分非常にたくさんいらっしゃると思うんですよ、現代社会において。多分非常にたくさんの方がそのまま接種されているとは思いますが、逆に言うと、そんな中で重篤副反応が9,000人近く、死亡者が2,000人近く出ているという現状もあって、これは特例承認薬ということで、エビデンスも言うたら、医師もどこまでの人が打っていいのかというのも多分なかなか分からないと思うんです。そこが非常に難しいということも含めて次に行きたいと思うんですけれども、やはりそういうことも含めて、理解した上で本人が、最終的にはもう大人ですから、本人の意思というのが最重要になるわけなんですけれども、やはりそれを判断するには、それなりの知識や情報が必要だということだと思います。

なので、これからワクチン接種の事業を続けていくに当たって、この4番目にあるようにそれぞれの機会、広報とかホームページ、そして医療機関の接種の会場や、そういった中で、野洲市における被害の事実もそうですし、厚労省が分科会で報告している実数、それをちゃんとデータを見て自分で判断するということが非常に大切かと思うんですけれども、そういったことについて今後、今全てやっているかということ、恐らくできていないと私は思います。さらに追加して、そういった対策を今回の事案から省みて強化していくことはお考えでしょうか。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 田中議員4点目のご質問にお答えします。

今後健康被害救済制度の周知と併せてにはなりますけれども、市の健康被害の状況等、また全国の状況等について、客観的事実としてお伝えすることが、市民が自らの意思でワクチン接種の可否を決定する判断材料になるものというふうに考えております。

また、今後いろいろと分析が進んでいく中で、他のワクチンに対してコロナワクチンの健康被害の発生率がどうであったかとか、そういった分析も出てくると思いますので、そういったことも含めて、事実は事実として客観的にお伝えをしていきたいというふうには

考えております。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そういった薬害、これは薬害になるかどうか分かりませんが、薬害認定されて、本当に大変なことになってからでは、言うたら今も現状、現在進行形で続いていることですので、少なくとも現状で分かっている客観的事実に関しては、しっかりとお伝えできるように、特にすぐ変更できるホームページとか載せられるそういう媒体については、早急に何が必要かというのは前々から部長とはいろいろしゃべっておりますけれども、少なくとも厚労省が出している副反応のデータ、医者が出しているデータ、製薬会社が出しているデータ、いろいろありますが、そういったものをできるだけ分かりやすい形で表示していただきたいと思いますが、全部の結果が出てから出すんじゃなくて、できる限り最新のものを最新の状況で更新していただけることを検討いただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 担当課のほうと早速そこは議論をしていきたいというふうに思います。

○議長（山本 剛君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 以上で質問を終わります。

○議長（山本 剛君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。お疲れさまでございました。（午後4時16分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年12月7日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 村田弘行

署名議員 小菅康子